

平成19年第3回（8月）定例会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成19年 第3回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成19年9月3日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成19年第3回県央県南広域環境組合議会定例会は、諫早市のホテルグランドパレス諫早に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 松本 匠	2 番 永尾 邦忠	3 番 古川 利光
4 番 野副 秀幸	5 番 石場 照喜	6 番 牟田 央
7 番 木村 和俊	8 番 柴田 安宣	9 番 町田 誠
11 番 岩永 和昭	12 番 馬渡 光春	13 番 中村 敏治

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者 吉次 邦夫	副管理者 吉岡 庭二郎	副管理者 奥村 慎太郎
副管理者 松島 世佳	代表監査委員 本村 三郎	
事務局長 金原 憲昭	総務課長 今里 良二	施設課長 坂本 昌晴
施設課長補佐 田中 金大	施設課長補佐 山本 修	管理係長 土井 勝好
施設課職員 杉本 克也	施設課職員 本田 貴也	総務課職員 濱崎 和也

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 森 祐作 書記 山田 圭二 書記 湯田 誠一

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議会運営委員会委員長の報告について
日程第4	一般質問
日程第5	議案第12号 平成18年度 県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出歳出決算の認定について

議案第13号 平成19年度 県央県南広域環境組合一般会計補正
予算(第2号)

5 議事の経過

(午前10時00分 開会)

○議長(中村敏治君)

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成19年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、11名でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

議事に先立ちまして、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可します。

○管理者(吉次邦夫君)

議長。

○議長(中村敏治君)

管理者。

○管理者(吉次邦夫君)

一言ごあいさつを申し上げます。

本日、県央県南広域環境組合平成19年第3回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県央県南クリーンセンターは本格稼働から2年5ヶ月経過いたしました。

4市26万市民の生活安定には欠かす事の出来ない施設でございます。今後とも、経済的かつ安定的な処理を念頭に置き、取り組んで参る所存でございますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日提出いたしました議案についてでございますが、議案第12号 平成18年度 県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について ほか1件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

○議長(中村敏治君)

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。よって、会議録署名議員は議長において7番 木村議員、8番 柴田議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日間と決定いたしました。

議事日程は、お手元に配布しております「議事日程表」により執り行いたいと思いますので、ご了承願います。

次に、事務局から発言を求められておりますので、この際許可します。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

皆様、おはようございます。

それでは、私の方から事業の進捗等につきましてご説明いたします。まず、7月の臨時議会におきまして、ご承認頂き、6月23日より実施いたしております県央県南クリーンセンター改善改良工事につきましてご報告を申し上げます。3号炉の炉修は既に完了し、7月18日から処理を再開しております。今後も計画に沿って10月に2号炉、来年3月に1号炉と実施する予定でございます。なお、長崎市及び菊池市への一般廃棄物処理施設への処理委託につきましても継続してお願いをしており、9月3日、本日現在のピットの状況は2,574トンの残、ピットの高さは平均致しまして12.9mとなっております。

次に、平成19年度の施設の処理状況につきまして、ご説明いたします。お手元に配布いたしております事業報告関連資料をご覧いただきたいと思います。

平成17年度の実績は搬入量が85,431トン、処理量は86,663トン。平成18年度の実績は搬入量が84,554トン、処理量は82,258トンとなっており、搬入量が877トン、処理量は4,405トンの減となっております。

処理量の減の理由といたしましては、先の組合議会臨時会でご説明いたしましたとおり、炉の傷みによりまして十分な能力が出せずにきた結果でございます。

本年度に入りましての搬入及び処理状況につきましては、4月から8月までの搬入量の合計が36,445トンで、この中には、長崎市及び菊池への処理委託分2,359トンを含んでおります。処理量の合計は36,895トンとなっております。

次に、余熱利用施設のこの温水センターについてでございますが、平成19年度の1日平均利用者数は、4月は305人、5月は332人、6月は325人、7月は468人、8月は649人となっております。

昨年の同期と比較いたしますと減となりますが、その理由といたしましては、今年はオープン2年目というところではないかと考えております。

しかしながら、かねてからの懸案事項でございました食事の提供につきましては、9月中に軽食コーナーを開設予定となっておりますので、今回の軽食コーナー開設によります集客の増を期待をいたしているところでございます。

なお、分担金の構成市間での負担割合の見直し協議につきましては、これまで協議を重ねて参りましたが、結論を出すに至っておりませんので、一度、構成市の副市長にお集まりをいただきまして、ご協議いただく方向で現在、調整中であることをご報告いたします。

最後に、組合議会の会場についてでございます。先日開かれました議会運営委員会の席で、今後の組合議会の開催場所として、組合の会議室や構成市の議場などを検討してはどうかというご意見が出されたところでございまして、組合といたしましても、次回の議会までに検討して参りたいと考えているところでございます。

以上で、簡単ではございますが、事業の状況等の報告とさせていただきます。

○議長（中村敏治君）

次に、日程第3「議会運営委員会委員長の報告について」に入りますが、実は、8月の10日に開催を致しまして、その内容につきまして、古川委員長よろしく申し上げます。

○6番（牟田央君）

議長、議事進行。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

やっど、県央県南広域環境組合に傍聴規則が制定されましたね。これは、1

9年の8月24日付けで通知が来た訳ですが、これを見ますとね、この規則は、公布の日から施行するとなっておりますが、いつ公布の手続きを取られたんですか。それと、まずこういう新しいね、傍聴規則を作った場合には、まず第1に議長が、こういう規則を作ったんだという事を傍聴人その他の皆さん方にお知らせするのが、まず第1だと思うんですよ。そうじゃないんですか、そこら辺をね、ただ規則を作りましたからと議員だけに配るもんじゃないんでしょう。傍聴人にきちっと傍聴規則を作りましたとこうこうこういう場合には、退場してもらいますよというのが議長の役目じゃないんですか。きちっと職責を果たして下さい。

○議長（中村敏治君）

まず、公布の関係について事務局。

○総務課長（今里 良二君）

議長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里 良二君）

恐れ入ります。総務課長でございます。傍聴規則につきましては、今、お話がございました。8月の20日付けになります。8月の20日で公布という事になります。あと内容につきまして、入口の所の傍聴人の入口ですね、こちらの方のテーブルで署名をして頂くことになりますけれども、その横に内容について全文ではございませんですけど、内容について記載をさせて頂いておるところでございます。以上でございます。

○議長（中村敏治君）

牟田議員からの議事進行でございますけれども、今のような処理ですかね、対応をして頂いてるとの事でございますのでご理解をお願いいたします。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

ですから、傍聴規則の第6条には、傍聴人は、傍聴席にあるときには、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならないとありますね。で、議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病氣その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。飲食又は喫

煙をしないこと。みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。携帯電話等の電源を切ること。前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないことということ。で、結局、傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならないとあとは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができると書いてありますよね、ありますね、これをきちっと議長が実行する決意があるかどうか述べて下さい。

○議長（中村敏治君）

それではですね、申し合わせ事項であり決定事項でありますので、きちんとそのように処理いたします。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

議長がこれを実行するという宣言さえして頂ければそれでいいんです。何でも申し合わせ事項じゃないんですから、間違わないようにね、議事進行やって下さいよ。

○議長（中村敏治君）

そのように、一応意思を決定いたしたいと思います。それでは、古川委員長さんよろしくお願いします。

○3番（古川利光君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。県央県南広域環境組合議会運営に係る申し合わせ事項についてを議会運営委員会で検討するということという事で、議長から話がありましたので、8月10日の日に議会運営委員会を開きまして、種々論議をいたしました。これは、お手元に送付をされている事と思いますが、いちいち読み上げる事は、差し控えたいと思いますので、ご了承願いたいと思っております。これは、議会運営委員会を開きまして、議会運営委員会の意見を集約いたしまして、議会運営委員会としましては、議長等の選任について、一般質問について、そういう事につきまして一応決定をいたしましたので、議会運営委員会としては、ご報告を申し上げます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。ちょっと待って下さい。木村議員ちょっと待って下さい。

只今、委員長の方から報告があった訳でございますけれども、やはりですね、

議員の皆様から議運は、付託を受けまして、そして、色々こう協議をしてですよ。進めて来た訳でございますので、色々この決められた事につきましては、その効果というのは十分でないという事は、思っていますけど、ただ、議会運営上スムーズに行く為には、やはりこのようなその申し合わせ事項ですかね、前回ですか、あった物をさらに見直したという事でございますので、その点は、ご理解を頂きたいというふうに思っております。この前ですね、議運にも出席した訳でございますけれども、実は色々内容につきましては、全会一致じゃないという事を認識しておりますので、この際、委員長さんから報告ありました、手元にありますけれども、それにつきまして、ご意見等をお伺いしたいというふうに思っております。

まず、木村議員。

○7番（木村和俊君）

議運のね、委員長の報告ありましたので、いくつかお尋ねをしたいんですけど、これは議運で、決定をされた今後の議会の運営の申し合わせですね、一般質問についてお尋ねしたいんですけども、一つは、これまで持ち時間が30分だったのをこれを20分にするという事ですね。

（発言する者あり）

発言時間は、20分とすると、それで、そういうふうに今度からしたいという事なんですよ、これまでは、30分という事で来たと思うんです。それがどうして、20分にされたのか、私は、これまでの状況を見ててもね、30分でも別に不都合は無かったんじゃないかなと思っておりますので、その辺の審議の様態を聞かせて頂きたいのが一つ、もう一つは、こういった議会運営にあたってはね、こういった申し合わせについては、一応議運で審議をして頂いて、そして、最終的には、全員協議会で確認をして頂いて実施をするという手順に当然なるものだというふうに思ってたんです。しかし今回は、議運でこういう事で決めたと、そして、今度の議会からこれで実施をするという事になっておりますのでね、やはりこういった事はですね、やっぱり全員でそれは多数決であったとしても、きちんと審議をして確認した上で実施をするとそれがその申し合わせをきちんと守る上でもね、大事な手続き順序だろうというふうに思いますのでね、その辺については、どういう論議をされたのかお聞かせ願いたいと思います。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

発言時間を20分としましたのはですね、普通の市議会の場合には、全体的に物事をみていくという事から大変議題が多いけども、単独で環境組合のそういう単一の行政であるから、それは発言時間20分で、あと答弁は制限をしないという、そういう事でいいんじゃないかということで、おおかたの意見が集約された訳であります。また、全員協議会でという事でしたが、議事前でそれをというようなことも話もありましたけれども、報告を本会議の中でよく審議をしてもらって、それで最終的に決定をするという事にしたらどうかというような事でこのような形を取った訳であります。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

このね、申し合わせ事項のね、議会運営委員会が決定する権限が、委員会条例の何条に基づいてやっているのか。まず、それ説明して下さい。そして今ね、木村議員が発言時間が30分となつとんのが、発言が20分とするというみたいな発言があったんですが、19年の7月10日現在のいわゆる前の申し合わせ事項は、発言時間は、答弁を含み1時間とするとなつとるんですね。そうでしょう、だからね、質問しとる人も、よう前の事を分からずしゃべつとる面があるようですが、まず、議会運営委員会の申し合わせ事項というのは、たたき台を作るところが議会運営委員会なんですね、それをね、何か間違ごうたか、勘違いしたか知りませんが、議会運営委員会で決定しましたから、9月の議会でするんですよって、どこに決める事があるのか、まず、委員会条例の何条に基づいてこれを決定したのか、委員長にね、説明を求めます。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川委員長。

○3番（古川利光君）

別に委員会条例のどこにということではありませんが、議会運営委員会において付託された事について、審議を申しあげたところでありまして、特にこの件につきましてはですね、9月議会も控えておるので、これに関しては議長の権限の基でですね、やっぱり早く議員に発送して、対応して頂こうという事で、たぶんこれはされたと思いますが、最終的には、今日こういう報告をしながら、もう一回審議をして、最終的には、議会で決定をするという事になるかと思っております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

議長は、何に基づいて議会運営委員会に、こういう申し合わせ事項を諮問したんですか。地方自治法の第何条に基づいて議長は、この申し合わせ事項を決定せろという具合に諮問したんですか、その根拠を教えてください。

○議長（中村敏治君）

法的な事は、どうこうというのは分かりませんが、ただ、議会運営に付きましては、第1回目の時ですかね、議運の内容ですか、それにつきましても、全く私、知らぬままに運営した経緯もありますし、途中で申し合わせ事項についてどうかと、こういう時にどうかと逆に勉強してさらに検討し直せとそういう意見もありましたので、今度、新しく議員が交代をされておりますので、基本的には、前の申し合わせ事項を参照しながら、今回ですかね、色々意見を踏まえながら、お願いしたいと見直しをお願いをするという事で、お諮りした事でございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

今のはね、答弁になってないんですよ。自治法上の第何条によって、議長の権限が書いてあって、議会運営委員会にどういう内容の協議をせろという具合に議長が要請をしたのか、要請文書があったら出して下さい。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

色々ご意見がありますので、しばらく休憩をして、議運を最初に開きます。

（午前10時25分休憩）

（午前10時35分再開）

○議長（中村敏治君）

只今から、本会議を再開いたします。引き続き全員協議会を開催いたしますので、先程事務局から場所の指定がありましたので、その場に全員ご出席をお願いいたします。管理者の方しばらくお願いとします。本会議をしばらく休憩いたします。

（午前10時36分休憩）

(午前11時19分再開)

○議長（中村敏治君）

それでは、休憩前に引き続き本会議を開催いたします。

次に、日程第4「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いをいたします。発言時間につきましては、時間内に終わるように協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁願います。一般質問の発言順序につきましては、通告順となっておりますので、まず、6番牟田央議員。

○6番（牟田央君）

はい。議長。

○議長（中村敏治君）

はい。牟田央議員。

○6番（牟田央君）

県央県南組合議員になりまして、初めて質問する訳です。通告に従って質問をいたします。まず、大きな1番目として、情報公開条例の制定について、小さな1番目、いつ制定するのかという事ですね、これは、平成17年の議会の中で制定するような答弁がありました、いつ制定するのかという事です。2番目に制定できない理由は、なぜかと、制定したら情報公開条例に基づいて請求されたら困る事項があるのかないのか。2番目、土地の取得について、小さな1番目、仲介業者は、誰ですか。小さな2番目、仲介料は、何パーセントですか。3番目、どんな規定によったのですか。4番目、これは今度新しい議案に出てきてますが、その前の最後の取引は、いつですかという事です。大きな3番目、焼却炉の機種を選定について、現在の機種にした経緯について説明を求めます。4番目、平成14年10月30日に執行された県央県南環境センター（仮称）建設工事について、1つ予定価格はいくらですか。2番目に最低制限価格はいくらですか。3番目に最低制限価格を設定した理由はなぜですかという事です。5番目に工事発注仕様書について、どのような工事発注仕様書になっておるんですかという事ですね。6番目、ごみ処理施設について、小さな1番目、JFEとの協定書はどのようになっているんでしょうか。2番目、試運転はどのようにされたのか。7番目、焼却場の修理について、いったいどこが悪いのかという説明を求めます。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

只今の牟田議員の質問にお答え申し上げます。私の方からは、焼却炉の機種の選定についての、現在の機種にした経過についてという事でございます。焼却炉の機種の選定についてでございますが、構成自治体の首長4人で構成する。これは、前の時点ですね、2市15町でございますが、その中での首長4人で構成する機種選定小委員会におきまして、方式を大きく分けまして、燃焼プラスの灰溶融方式と熱分解ガス化溶融炉方式のどちらの方式とするかというふうな事で、委員会で協議がなされました。最終的に、排ガス量が少なく、環境面、先進的な面で優れているというそういった評価の基に熱分解ガス化溶融炉方式が決定された訳です。それを受けまして首長6名で構成する指名審査委員会で、1日百トン以上の実稼動施設の建設実績、又は受注実績のある6業者が選定されまして、6業者による指名競争入札を行った結果、当時の川崎製鉄、現在のJFE環境ソリューションズ株式会社が落札し結果としてガス化改質方式となったという事でございます。他の部分につきましては、事務局長の方から答弁させたいというふうに思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、私の方から1番目の情報公開条例の制定について、お答えを申し上げます。まず、平成11年の組合設立当初から、一昨年まで施設建設が主眼であった事、また、施設稼動後につきましても、ご承知の通り思わぬ長崎市へのごみの搬送や炉の不調など、どうしてもハード面に重点を置かざるを得なかった経緯がございます。このような中で、施設運営にあたり、当面必要であった例規を優先したため、現在条例を制定するまでに至ってない状況でございます。しかし制定に先駆けた準備といたしまして、組合設立当初から今日までの多くの公文書の管理、保存、廃棄までの通称ファイリングシステムと申しますが、鋭意文書の整理を行い、スムーズな情報公開ができるよう平成18年度からその準備に取り組んでいるところでございます。いずれにいたしましても、制定の必要性を十分認識しているところでございますので、現在制定に向けた事前準備中という事でご理解を賜りたいと考えております。

次、2番目でございます。土地の取得について、まず、土地の取得についてでございますが、組合の用地取得の代理業務を委任しております業者は、芦塚不動産株式会社でございます。なお、代理業務に関わる事務手数料につきましては、取得額が200万円以下の部分については、10%、200万円以上4

00万円以下の部分については、8%、400万円以上の部分については、6%といたしております。この規定でございますが、平成12年に芦塚不動産株式会社との間で締結しております。土地取得の代理業務等の委任に関する協定書によるものでございます。最後の前回の組合用地の取得につきましては、平成17年度に1,307㎡を取得しております。本議会に議案第13号で新たな土地の取得についても、お願いをしているところでございます。

次に質問の4番目でございます。まず、予定価格でございますけれども、消費税抜きの金額を申し上げますと162億6,947万円でございます。次の最低制限価格でございますけれども、この最低制限価格につきましては、公表をいたしておりませんので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。最低制限価格を設定した理由についてでございますけれども、本建設工事には、多くの工事を含んでおりまして、非常に低い価格で落札した者と契約いたしますと元請業者名の施工の一定水準、これは、品質とか耐久性等を確保できなくなる恐れが生じ、粗悪工事を招く事になると判断したためでございます。

次に工事発注仕様書についてでございます。どのような内容ですかというご質問につきましては、まず、発注仕様書の内容につきましては、組合が指名業社6社に提示する為、施設発注を行う際の、契約の基本となる要求仕様を記載したものでございます。内容は、第1章総則として、計画の概要、施設機能の確保、試運転関係、工事範囲等でございます。第2章は、機械設備工事の仕様として、熱分解ガス化溶解方式での指名競争入札となった事からシャフトガス化式、流動床ガス化式、キルンガス化式、ガス化改質方式それぞれのプラント機器の仕様が記載されております。また、第3章では、土木工事の仕様として、建築工事、土木工事、外溝工事、電気設備工事等の仕様が記載されております。

次に、ごみ処理施設についてでございます。まず、JFEとの協定書につきましては、性能保証に関する覚書を締結しておりますが、覚書の内容には、企業のノウハウ、また、精算方法や保証内容等、3ヵ年精算でありますので、今、公開いたしますと混乱する可能性もあることからJFEから提供については、控えてもらいたいとの要望がっております。従いまして、可能な限り記載しております性能保証に関する概要版をご覧頂きたいと存じます。次に、試運転につきましては、平成16年10月8日から平成17年3月28日まで、実施をいたしております。その内容は、機器の単体試運転を実施し、各機器に対する負荷運転から最終的には、ごみ処理を行ったものでございます。

ご質問の最後でございます。焼却場の修理について、今回の改善改良工事は、まず、炉下部の水冷化範囲の拡大によります耐火物炉体の耐久性を向上させるもの、次に、ごみ圧縮プレスの油圧シリンダからの油漏れ対策による安全操業、次に連結管へのミネラル付着防止対策による安定操業、稼働率向上を図るため

補修を行うものでございます。以上でございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

まずね、情報公開条例について、今、縷々述べられましたがね、怠慢ですね、平成17年の8月の議会の時に、今、不服申立をするような委員を選らんどりますという答弁があるんですよ。それはあなた覚えてますか、管理者覚えてますか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

これまで、この情報公開につきましてはですね、色々、ご質問もあつとります。先程、事務局長がお答えいたしましたように、色々とまだ整理すべき問題点が、ございますので、そういった事で遅れている訳でございますので、申し訳ないと思っておるところでございます。以上です。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

平成11年に組合ができた訳でしょう。出発は、平成11年ですよ。それから延々と8年間も情報公開条例ができないというのは、ある市民に言わせれば、公表したら悪いのが、出て来るんじゃないのかというような話も私に持って来ておるんです。平成11年から18年まで7年間もあって、ファイリングもしなくて、何をしてたんですか、事務局は。1番最初の事務局長、2番目、3番目、4番目、事務局は、一体何のため居るんですか。基は、もう諫早市の情報公開条例というのは、機能している訳ですよ。それをすぐ採用すればいいものをうだうだうだうだ言って伸ばす理由が、私には分かん。怠慢じゃありませんか。平成17年の不服申立の委員を選ぶというのは、今、事務局参与で居られる高田事務局長が、答弁してるんですよ。平成17年に何で今までそれが出来ないのか。事務局は、何人雇っとるのか分かりませんが、無能な人だけやったら必要無いですね。いつできるか分かんような事では、ずうっと隠さんば

いかんという事じゃないんですか。答えて下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、出来ていない理由は、先程申した通りでございます、その他にも今申しました理由の一つといたしまして、建設業者でありますJFEの設計図書とか、おそらく量からいたしますと書類の厚さが全体で、4、50mになる位の量がございまして。そういった中に、やはり企業のノウハウそういった、どうしても営業活動上、外に出せない物も十分あるというふうに思っております、そういった物をどのような方法で、内容を整理し情報公開できる物と出来ない物を整理するかというのもその課題というふうに思っております。また、たかだか怠慢という事でございまして、私自身も今までの経過からして、怠慢という事は、考えておりません、ただ、その怠慢でない理由を具体的この場でお示しする事ができないんですけれども、事務局としても一生懸命取り組んで来たものと考えているところでございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

怠慢な所が、怠慢で認める訳なかでしょもん。私が怠慢で言ってるんですよ。ね、私が怠慢で言ってるの。市民の方々が、牟田議員って、組合議会の事務局怠慢じゃなからうかと貴方達が、怠慢という認識が無ければ事務は、進みませんね。永遠に進みません。次にいきます。

土地の取得なんです、芦塚不動産株式会社、なんで代理人を依頼したんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

当初は、諫早市の土地開発公社も検討いたしましたが、職員数も少なく手持ちの事業量も多く受託も出来ないという事で、多くの地元の人間関係に熟知され公共事業にも協力した経験が豊富な方に委任をしたところでございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

これは、昭和45年建設省告示第1552号というね、宅地建物取引業が宅地又は建物の売買等に関して受ける事ができる報酬の額というのが、あるのはご存知ですね。それにはね、売買又は交換の媒介に関する報酬の額は、代理業務よりも半額で済むんですよ。200万円以下が、100分の5、200万円を超え400万円以下の場合、100分の4、400万円を超える金額は、100分の3という具合になってたんです。媒介だけで十分じゃないですか。そんな能力の無い人間ばかり、組合の職員しか居ないんですか。そらね、媒介の業社が色んな事情で手数料払うんならそりゃしょうがないと思いますよ。けども、何で倍も払わんばいかんとかいう事です。100分の10払う訳でしょ。協定結んでいる訳でしょ。それは、平成16年からはね、これが、100分の5.25、200万円を超え400万円以下の場合、100分の4.2、400万円を超える金額は、100分の3.15となっている訳です。なんで、市民の負担が大きくなるような代理を頼むんですか、そいだけ、事務局の職員が、何も分からない人間だけ雇ってるんですか。普通は、媒介でね、十分なんですよ。代理と媒介の区別をお答えできますか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

宅地建物法に基づきます。宅地又は建物の売買等に関して受ける事ができる報酬の額という定めがあります。この中において、方法につきましては、売買又は交換の媒介にという事と売買又は交換の代理、2つの方法があるというふうに記載をされております。媒介につきましては、売りたい方と買いたい方の間に立って仲介と申しますか、そういったなされる際の額について定めておられまして、代理につきましては、一定規模の土地等の取得に係る契約をお願いをした上で、この売買の事務を進めてもらうというふうに私は理解しております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

だからね、業者に倍手数料払った事になる訳ですよ。何億円か知りませんが、事務局の怠慢な訳です。すべてね、土地の取得の手数料その他によって、住民負担が、増える訳ですよ、この施設を造った目的は、効率的で最少の費用で、最大の効果を上げる目的じゃ無かったんですか。代理ちゅうたらですな、当局が、何も分からんような、失礼な話だけれども右も左も分からんので、相手に代理をされてるとしか思わんのですよ。私も不動産業者です。はっきり言ったら、代理する時には、私が代理する時にはね、ほんと何も分からんからお願いしますとおっしゃる人の代理をいたしますけれども、普通は、媒介なんです。事務局の怠慢な訳ですね、それによって負担金が、非常に増えたって事です。だから、事務局は、一からね、平成11年から、どんな職員がおったか知りませんが、怠慢な職員ばかり雇った訳じゃ無い訳でしょう。もっと勉強して下さい。

次に焼却炉の機種を選定については、管理者から説明を受けましたが、選定委員会のメンバー表の提出を求めます。議長。通告をしとります。

○議長（中村敏治君）

提出を良いですか、提出をいたします。手分けをして、早めにお願ひします。
（事務局 資料配布）

○議長（中村敏治君）

資料の要求につきましては、用地の関係と機種と両方です。皆さんお手元に届きましたか。はい、牟田議員。

○6番（牟田央君）

そして、機種選定委員長には、島原市長がなっておられますね。今、管理者から説明があったんですが、最初は、ストーカー方式であったと、これは、ある程度実績のある方式であると、ところが、最新式の方式にされたと、これは、機種を選定の間違いじゃなかったかと思うんですね。最新の設備で選んだけれども、市民の不安をかき立て、非常に他市にも迷惑をかける。この選定について、今、これで良かったのかと思ひいですか、どうですか。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

私は、良かったと思ひます。と言ひますのはですね、そもそも、広域でごみ処理場を造るといふのはですね、ご承知の通り、ダイオキシン対策です。それが、第1番目でございます。ダイオキシンは、平成16年の4月から0.1ナ

ノ以下に抑えるという事がございましてですね、その為には、小さな炉では無く、大きな100トン以上のもので24時間これを作動させる事によってこれを抑えると、立ち上げそれから火を消したり、毎日ですね、火を付けたり消したりしますと、どうしてもダイオキシンが発生するというような事がございまして、広域的に各地方自治体が合同で行こうという事で、国あるいは県の指導も受けましてですね、この県央県南につきましては、2市15町で行こうというふうに決まりまして、人口その他勘案いたしまして、300トン、総計で300トンの炉を造ろうという事で、決めた訳でございまして。その機種を選定の場合にどうしてもまずは、このダイオキシン、その他をですね抑えられる炉なのかとかですね、あるいは、稼動の実績も見ましたけれども、最新鋭の次世代型のもので、ガス化改質方式もあるっていうのも検討いたしまして、これ色々それぞれ実績各社6社が応募、指名した訳でございましてけれども、それぞれ既にこの実績もございました。そういった事で6社を指名いたしまして、結果的に川崎製鉄が落札した訳でございまして、ここも既に川崎の方で、千葉の方で、何年かずっと実証試験もやっとなような事でもございまして、そういった意味では、私は、6社の競争入札で結果的にこのようになった訳でございまして、私は、こういったダイオキシンの抑制については、効果的であったと思っている訳でございまして。そういう事でございまして。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

良かったか悪かったかはね、設置して何年か経たんと分からん訳ですたいね、今現在では、非常にずさんな失礼ながらプラントができたというところですよ。それは、次の機会に話をします。

県央県南のこの建設工事なんです、予定価格が、162億6,947万円。最低制限価格は、公表しないという事なんです、この入札結果表を見るとね、いいですか、1番高いのが143億5千万、2番目が、140億円、それで1番最低が、121億円で、これ最低制限価格が言わないと、この失格業者が、担保できないですよ。139億5千万なのか、どうなのか、それを言わなければ、121億円の八幡新日本製鉄会社が、とつとが当たり前なんです、何で、公表できないの。121億が何で失格ですか。説明がつかないじゃないですか。公表をしなければね、このね、失格業者がね、何で失格になったのか分からんですたい。何で公表できないの。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、契約規則に最低制限価格を設定するという事で設けております。設定する事ができるというふうにしております。また、最低制限価格につきましては、私どもも、構成市等の状況を確認しながら、対応していきたいと考えておりますけれども、構成市の中においても、特に諫早市でございますけれども、こういう工事につきましては、最低制限価格を設定しており、公表していない理由につきましては、やはり最低制限価格を公表した場合は、だいたいどの辺が最低制限価格であるか類推されるというような事に繋がってくるという事で、最低制限価格を設けておりますけれども、私どもも今後、大きな工事があるかどうかははっきり分かりませんが、そういった考えのもと、今、現在契約規則の中の最低制限価格を設定する事ができるというのを外してない状況であります。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

今の答弁分からんですな、何で135億7千万円が失格になった理由を言って下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

あくまでも最低制限価格を下回っているという事で、失格になったものでございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

それはね、市民の理解得られませんよ。121億が、何で失格になったのか、

そしてまた一つはね、日本一流、また世界一流の新日本製鉄株式会社ですよ。121億円できとんの、ここが粗悪工事をするはずが無いでしょう。もしも粗悪工事したら、この会社は、世界の信用を失うんですよ。だから県央県南環境組合はね、世界の企業を相手にしながら、失礼な話をやっとする訳ですよ。あなたの所は、二流か三流か知らんけれども、ろくな工事はしないから、最低制限価格を設けたんですよと、だから最低制限価格を下回ったからちゅうんだったら、最低制限価格がいくらか分からんやったら、135億7千万が下回ったちゅうのが、私は、理解できないんです。そしてね、この工事がいつあるか分からんという話ですが、まだ、造る計画があるんですか、この2、3年のうちに、無い筈ですよ。造るとすれば15年先、たぶんこの会社ね、こうゆう焼却炉造りません。その後どこも造ってないでしょうが、139億5千万なのかどうなのか、最低制限価格をあんた公表しないで失格なんてあり得る訳なかでしょうが、駄目ですよそれは、管理者答えて下さい。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

先程、事務局長が、お答えいたしましたように最低制限価格というのは、色んな工事の関係で、安定的なきっちとした工事をして頂くという事で、設定する訳でございますんで、それは、これ公表できないというのは、色んなからみもでございますんで、公表してない訳でございます。いずれにいたしましても、6社の入札につきましては、公正に執行いたしまして、この最低制限価格を下回ったものは、どうしてもやむ得ないという事で失格になる訳でございますんで、そういった事で、最終的にこの川崎製鉄が決まった訳でございます。川崎製鉄だって、日本でも一流の製鉄会社でございますんで、それなりのですね、会社でありますんで、その辺は、ご理解頂きたいと思っております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

これはね、失格が1、2、3、4社出とるんですね。それで川崎製鉄が、140億、その次が143億5千万、これが2番目なんですね、こういう入札結果見ると本来やり直さんばでけん事項ですよ。あなた方の多大なる努力によって19億円も負担が多くなったと、そいでは、最少の経費でね、最大の効果を

上げる県央県南クリーンセンターが、全くもっておかしな事をやってるとしか思われたいんですね、市民の皆さん方、私がこういう話をしたらね、おかしかったら最低制限価格も言えんで、何で135億7,150万が失格になるのって、みんな理解できませんよ。みんな理解できないんです。事務局も怠慢、管理者も怠慢、副管理者も怠慢と言われてもどうしようもないんじゃないですか。これが公表できないようであれば、県央県南環境組合の仕事に対しては、利用者の理解が得られないという事だけ言っときます。得られるようにするためには、きちっと公表する事です。

次に工事発注仕様書に移りますが、これには1日300トン24時間連続運転と書いてあるんですね、仕様書の中には、いわゆるごみの計画処理量1日221トンは、これはどうやって決めたんですか。どこが決めたんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、処理能力と処理計画というものがございます。先に処理計画の方からご説明申し上げます。県央県南広域環境組合の構成市の中におよそ26万の住民の方がいらっしゃいまして、その住民の方が出されるごみ量を221トンというふうに策定し、これを365日処理した場合、その総量は、80,665トンになるというふうになります。処理能力の方でございますけれども、当然こういった処理施設につきましては、うちの場合は、3炉ございまして、法定点検とか、定期炉修とか、何かあった場合の炉を止めて整備をするといった事もございますし、能力自体が、ごみ質等にも大きく影響されて参ります。それらを勘案して、施設の能力と申しますか、それが300トン、1日100トンの3炉で300トンとなっております。以上です。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

そうすると221トンのね、計画処理量が計算が間違った訳ですたいね。1日集まる量が、ずさんな計画を作った訳でしょう。それは、市民の責任ですか、当局の責任ですか。誰の責任の訳ですか。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

1日221トンというのはですね、過去5年ですかね、3年かですね、それを平均いたしまして、そのようになりましたので、それに基づいて年間で80,665トンという計算でですね、そんな事で決定をした訳でございます。その後、どうしても年間の量が増えてきたという状況はございます。ただ、別にこの計画がずさんだったという事にはなりません。過去の実績に基づいてやっております。だからごみをですね、どうしてもですね、毎年毎年増えてくる傾向にございまして、それは抑制するような形で、それぞれの市で対応しているような事でございます。以上です。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

結局は、過去の事だけ考えて、その平均が221トンで、これからの社会が、ごみの増え方が頭に無かったという事ですよね。過去を振り返るだけで、ごみがどんだけ増えるのか、または、災害が起こった場合にどのようなごみが出てくるのか、そういうのをさっぱり頭に入れずに過去の事だけ考えて過去5年間、台風がどれだけあったのか、災害がどれだけあったのか、そういうのを加味しておれば、当然、数値が違って来たと思うんですね。だいたい普通はね、ごみの量というのはね、増えるのが当たり前ですよ。じゃ、諫早のプラスチックのごみは、燃えるごみになってますか、資源ごみになってますか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

諫早におきましては、プラスチック類につきましては、燃やすごみというふうになっております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

それを減らさんばとじゃなかですか。島原市は、これは燃やすごみにしてないでしょう。1番大きいな諫早市が、ごみの1番出る諫早市が、プラスチックごみを助燃材として考えてたふしがあるようですね。しかし、ごみの量が多くて燃えないから、助燃材を多額な費用をかけて買いよる訳でしょう。これ一般の市民に説明したらね、何とずさんな計画で、そがん金ばっかりかかるような施設を何で造っとつとですかと言われるんですよ。市民の声が聞こえますか。市民は、プラスチックごみが資源ごみであれば、きちっと分別収集をお願いすればするんですよ。市民は、お金のかからないようにかからないように、それからダイオキシンという話なんです、ダイオキシンが出ないように、協力をするんです。しかし、今もって諫早市においては、プラスチックごみが、燃えるごみという具合になつとるんじゃないですか。各市は、どうなってるかわかりませんが、管理者の方々が十分そこら辺は、お分かりになつとるにも関わらず。それぞれの市で何で努力をしないんですか。答えて下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、お話がございましたように、リサイクルには、熱で回収するサーマルリサイクルという手法も入っております。今、おっしゃいますように、諫早市におきましては、燃やすごみという事で県央県南クリーンセンターの方に持ち込まれておりますけども、熱回収という方法によりリサイクルに取り組んでいるというふうに理解しております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

次にね、

○議長（中村敏治君）

次でしょう。項目が変わるんでしょう。一般質問を保留して、午後1時まで休憩致します。

(午後12時03分休憩)

(午後13時00分再開)

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行致します。牟田議員。

○6番（牟田央君）

ごみ処理施設について、移りますが、J F Eとの協定書は、J F Eのいわゆる企業秘密が一杯記載してるから概要版しかできないというお話なんですが、じゃ、協定書というのは、何ページでできとるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

お待たせいたしました。5ページになっております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

たった5ページで協定書ができる訳ですか。あのね、貴方は、概要版だ、概要版だときてますが、普通は、すべての協定書を見せてこれが技術的な事だから、皆様方には、一般の方々には見せられませんよというのが、普通なんですよ。貴方達が、かつてにこれは技術的な物だから、これはJ F Eの物だとか、J F Eのあんた下請機関ですか。この県央県南のごみ焼却施設は、実験炉なんですか、そこで色々実験しながら、修繕に修繕を重ねて、よそで立派な施設を造る為の実験炉なんですか。そうじゃ無い筈なんですよ。そうであれば、きちっとした協定書をまともな協定書をなんで出せないの。秘密事項が、あるとすれば、市民にとって不利益な事項が書いてあるに違いないとそういう具合にしかならないんですよ。何で出せないの。今の貴方の答弁では、県央県南環境組合は、J F Eの実験炉であると言わざるを得ないんですよ。そうじゃないんですよ、答えて下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、実験炉という話でございますけれども、実験炉というふうには、認識しておりません。と申しますのが、先程入札時の話がございましたけれども、6社の中の 하나가当時の川鉄製鉄でございまして、選定の中にありますように、実績を持っているところという事で、選定した経緯もございまして、

私どもの施設が、実験炉という認識は、我々として持っていないところであります。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

じゃ、あんた5ページのこの覚書で何で3ページしか出せないの。2ページに大事な事が書いてあるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

大変失礼いたしました。先程覚書が5ページというように申しましたけれども、本文の方が5ページございまして、あと別紙として16ページ合わせまして21ページで構成されておりますので、お詫びして訂正をさせて頂きたいと思っております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

引渡し担保期間は、5年間とすると書いてあるんですが、乙の故意又は重大な過失により生じた瑕疵については、瑕疵担保期間は15年とすると5年は、保証期間として、この前の説明のように、まだ、2年半しか使ってないね、炉に重大な欠陥が現れた訳でしょう。重大な欠陥、発電プラントが発電できませんでした。重大な欠陥でしょう。炉が3つあって、221トン燃やす契約でありながら、本当は、300トン連続運転すべきじゃないんですか。2年半しか使わないのに、ごみ量が多くて一杯燃やしよったら壊れたんですよ。まさしく欠陥ですたい。そいで、修理はどうすれば良いか今んとこ研究中な訳でしょ。研究のあかつきはどうか。延々とこれは直らないかも分かりませんよ。はっきり言ったら、そいで、この協定書ね、諫早市はね、顧問弁護士をもってるようですが、顧問弁護士を中に入れて作成したんですか、それとも事務局が、JFEとだけ、組んで協定したんですか。どっちですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

覚書の取り交わしの段階において、顧問弁護士さん等に相談したという経緯は、私は聞いておりません。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

何で、顧問弁護士に相談せず協定書を作るんですか。だから、ずさんな事務ばかりしかしてないんでしょう。JFEには、企業の弁護士がちゃんとついてますよ。県央県南の事務局に、弁護士をつけて何で対等な立場で、協定書チェックしないの。どんどんやられるばかりでしょう。企業から、愚かな事をね、したらだめなんです。貴方が、どんな立派な頭を持っていらっしゃる方々か知りませんが、だめですね、はっきり言ったらずうっと企業から県央県南環境組合は、こなされてこなされて、失礼な話ながらされちゃいけないんですね、その責任は、誰ですか、管理者、副管理者、貴方が責任取れるんですか。答えて下さい。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

これを取り交わす場合に、十分検討しながら覚書を交した訳でございまして、今現在、色々な課題、問題点ございます。そういった事につきましてもですね、今後、十分会社側とはですね、協議をしながら進めて参りたいというふうに考えてございます。以上です。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

試運転なんですがね、3ヶ月かされたんですかね、4月の1日に引渡しを受けて、稼動したら運転員が技術が未熟であったという話ですね、諫早の市議会

においては、6ヶ月から1年間こういう140億円の大金をかけながら造った施設だから、十分な試運転をすべきであると指摘をしたんですが、立派な事務局と管理者の努力によって短縮をされてですよ。結局、住民負担が増えたり、ごみがどうなんだろうかと不安をかきたてたりした訳でしょ。各地域の議会でそういう論議があったのを全然参考にしないで、唯我独尊で来たのではないかと、それが今日、ごみが溢れてよそ様にお願いをしなければならないという事態に陥ってる訳ですよ。この県央県南議会も今までチェック機能をきっちり働かせておけば良かったのになあと思う訳ですが、あとの決算の議案で色々指摘をいたします。焼却場の修理についてなんです、どういう具合に今修理をしようかという、1炉、2炉、3炉、それをね、どういう具合にこの議会にお話になるのかスケジュールですよ。今、経過をお話になったんですが、今、さっきの説明では、分からないんです。もっと丁寧に貴方達の立派な頭で、考えられた説明は、残念ながら理解できない事が多々ある。だからきちっと図示しながら、今、こういう具合になつてると不安が一杯でしょうがないんですよ。はっきり言ったら、貴方達は、安心なんですか。私の知り合いに言ったら、ほんとに大丈夫かとか、あら永遠に修理しっぱなしじゃなとかいうような話が私に来るとるんです。貴方だけが、JFEで計画をし、そいでどうにかなるだろうという時代じゃないんです。きっちり情報を開示しなければ、貴方がどんなに頑張っても市民の為、市民の為だと言っても理解できないままですよ。いいですか、最低制限価格が公表できないというのはね、笑われもんですよ。だって失格があんたでとるんだから、どんだけ上なのか下なのか、落札者が140億円だったら、135億5千万なのか、139億5千万なのか、公表できないような入札発注をした。この県央県南環境組合は、大変な施設ですね。市民から私が答えられません、あくまでも答えなければね、闇の世界ですよ。県央県南組合は、闇の世界でいいんですか。だめですよ。そういう事では、もう一回答えて下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

私どもは、闇の世界とおっしゃいますが、闇の世界でいいとは、つゆ思っておりません。最初の情報公開のご質問の際にお答えした通り、今まで、施設の方にもどうしても体制、組織を重点的に向けざるを得なかったという背景等もございまして、情報公開条例等の整備までは、至っておりませんが、先程申し上げましたように、今後は、早い時期に情報公開条例等も整備しながら、で

き得る情報については、開示をするという事で構えて行きたいというふうに思っております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

諫早市ではね、予定価格とね、最低制限価格もきっちり出てきよるですたい。最低制限価格は、入札可決したあとは、ちゃんと出しよりますよ。県央県南組合は、どうして出せないの。島原市議会は、出してないんですか、それとも雲仙市議会は、出してますか、南島原市議会どうですか、答えてみて下さい。各副管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

最低制限価格はですね、一般的にはおもてに公表しておりません。入札が終わった後にもですね。前は、勿論でございますけども、最低制限価格は、表には出しておりません。それが一般的な地方自治体だというふうに思っております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

諫早市議会で最低制限価格出してますよ。いや、私、ちゃんと出してますから、調べて下さい。そんなら、諫早市出してますよ。はい、それは、でなければ、失格というのが担保できんでしょう。だって諫早市でも失格業者が何人でも出て来てますよ。最低制限価格がいくらだからって、実際、私入札結果表持ってますから、持ってますよ諫早市の、じゃ、それはね、諫早市でやりましょう。島原市は、出してないですか。雲仙市、南島原市、最低制限価格の設定した場合は、出してませんか。答えてみて下さい。

（発言する者あり）

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

それでは、それで結構です。色々お宅の島原市においても、雲仙市においても、南島原市においても同僚議員、知り合いの議員が一杯いますから、どういふふうになってるのかは調べれば分かる事ですから、しかし、構成市のあくまでも副管理者という事だけはね、肝に銘じて下さいよ。つたない一般質問でございましたがね、この次の議会もまた一般質問いたしますからよろしく覚悟して下さい。以上終わります。

○議長（中村敏治君）

次に7番木村議員。

○7番（木村 和俊君）

通告に基づいて、質問いたします。まず、最初にクリーンセンター炉の補修改修についてお尋ねいたします。この施設は、147億円をかけて造られて耐用年数20年の施設です。ところが一昨年4月の本格稼動から2年5ヶ月しか経ってないのに、大規模な本格改修をしなければならない。そういう事態になっています。この2年5ヶ月の間にも何回もの点検や修理がされました。また、施設の中で製造される事になっていた液体酸素についても、これが思わしくなく外部から搬入しなければならないという事になっていたり、当初の予定を大幅に越す天然ガスを必要とするなど、たくさんの問題点が指摘をされてきました。こうした中で、これまでのような部分的な対応や修理では、対応できないという事で、メーカーも自らの瑕疵を認めて、今回の本格的な補修という事になった訳です。私は、まず最初にこういう事態について管理者が、どういふふうに受け止めておられるのか率直なご感想を聞かせ頂きたいと思えます。

2つ目、今回の修理について、メーカーとどういふ契約をしておられるのか。その契約は、たぶん文書でしておられると思えますけれども、その文書を是非議会に出して頂きたいというふうに思えますので、ご答弁をお願いしたいと思います。それから、このところの3つ目ですけど、この炉は、運転契約で1日221トンという事で年間80,665トンの運転契約を結んでいると、ですから、この221トンを超えるごみの量が集まっているので、なかなか思うようにいかないというのが、これまでの管理者の答弁でした。お尋ねしますけど、この運転契約で結ばれた221トン、これは、当初の計画なんです。そして、当初の運転計画は、炉は3炉あるけども、通常運転するのは2つの炉ですと、1つの炉は、点検用とかいざという時にこれは通常は運転しませんというのがこれまでの説明でした。そうしますとこの221トン、一番最初にメーカーと運転契約を結んだこの数量、これは当然、2炉運転を前提とした数字であろう

というふうに思うんです。そここのところをまずお聞かせ願いたいと思います。

次、建設前にクリーンセンターの管理運営費等についての試算が出されました。市議会にも説明がされ資料も出されました。私は、2年5ヶ月の間の色々な経費、コストは、事前に説明をされた資料と大幅に食い違っているというふうに思いますので、この事について1つお尋ねをしたいと思うんです。これにあたっては、私、事前に資料を出して頂くようお願いをしておりましたので、まず、その資料を提出して頂いてから、質問を先に進めさせて頂きたいというふうに思いますので、よろしくお願いを致します。

それから次にクリーンセンターから出る副産物についてお尋ねをいたします。スラグを始め金属水酸化物、その他各種の副産物が出る事になっております。これらの副産物の種類と年間の生産量、販売量、販売金額。そして、これを処理するにあたっての委託料あるいは、運搬費、そういった経費ですね、こういったものがいくらになっているか、まず、お聞かせ下さい。

最後の質問です。項目の最後ですけど、余熱利用施設について、なかなか大変な状況のようですけど、当初の契約、管理者に委託する場合に黒字が出た場合、赤字になった場合の取り決め、そういったものがされております。実際のこの1年間の状況でどうだったのか、後の見通しもなんか立てておられたら、その事についても、まず、お聞かせ願いたいと思います。よろしく。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

まず、炉の改修についての問題でございます。今回の改修改善のこの工事は、昨年台風以降、炉の修理よりごみ処理を優先させた結果、12月以降、処理量も十分と言えない状況の中で、JFE環境ソリューションズから各炉ごとに約30日間かけて工事を行いたいとの申し出があった事を受け、実施する事といたしましたのでございます。しかしながら、このような事態は、あってはならない事でございます。今回の改善改良工事を含め鋭意有効な体策を早急に講じる事により、炉の安定的な稼働を図り年間処理量の増加及び用役使用料の削減を早い段階で実現させるようJFEの方へ強く求めているところでございます。今回の改修工事につきましては、県央県南環境センター（仮称）の建設契約書内の発注仕様書に基づく保証工事と位置付けしてございましてJFEの申し出を受けてする事としたものでございます。工事並びにごみ処理外部委託する経費にいたしましては、すべてJFEの負担としたいという事でございます。以上です。

○議長（中村敏治君）

只今、資料を配布させますので、しばらくお待ち下さい。資料をお願いします。

（事務局 資料配布）

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、私の方から、木村議員のご質問に対しまして、まず、順を持って副産物につきましてのご答弁から申し上げたいと思います。副産物についてでございますが、副産物の排出量につきましては、平成18年度では、スラグが5,659トン、工業塩が1,333トン、金属水酸化物が608トンで販売金額が合計で61万4,558円となっております。また、処理に掛かります費用と致しまして、再資源化管理業務委託料として、1千5百22万5,000円を支出をしているところでございます。

（発言する者あり）

1千5百22万5,000円でございます。

次にクリーンセンターの管理運営費をという事で、先程お配りしました資料の内容を私の方からご説明させて頂きたいと思っております。只今配布しました資料は、木村議員の一般質問クリーンセンターの管理運営費用に関するごみ処理施設基本計画の費用対効果分析資料でございます。まず、この表はどのようなものを表しているかの事についてご説明いたします。次に当初の見込みと予算の関係につきましてでございますけれども、県央県南クリーンセンターの管理運営費用についてでございますが、当初の見込みと言いますと平成11年12月に作成しました今お配りしておりますごみ処理施設基本計画におきますごみ処理施設整備事業に関する費用対効果分析でまとめました数値の事を言っておられると思っておりますので、今提出したところでございます。その中のごみ処理施設計画のごみ搬入量と比較いたしますと現在稼動している施設には、計画以上のごみの搬入があり2炉運転から3炉運転を余儀なくされている状況もあり、運転管理費用及び用役費等多くかかっている状況でありますので、運転管理を委託しておりますJFEに対して運転経費の削減について、強く要望しているところでございます。

次は、余熱利用施設でございます。まず、余熱利用施設の利用状況につきましては、平成18年4月オープンから本年8月末までの総利用者数は、15万8千8百人を超え、多くの方に利用して頂いている状況でございます。8月末

現在で比較をいたしますと昨年18年度が5万9千88人、平成19年度が5万4千7百6人となっております、4千3百82人の減となりますが、理由といたしまして、先程申し上げましたように本年は2年目という事もあるのではないかというふうに思っており、今後は、さらに周知活動やレッスン等の強化を図り利用者の増に努めて参りたいというふうに考えております。また、要望されておりました食事提供につきましては、県の承認を頂きまして、オープンに向けて準備をいたしており、これによりまして利用者にも喜ばれ、また、売り上げ収入の向上に繋がってくるものというふうに思っております。収支の負担割合でございます。県央県南広域環境組合余熱利用施設の指定に関する協定書におきまして、収支が黒字の場合は、指定管理者はその黒字額の50%を組合に納付するという事になっております。また、収支が赤字の場合は、200万円を限度として指定管理者が負担し、200万円を超えた部分については、組合と指定管理者が50%ずつ負担する事になっております。最後に環境学習機能の充実につきましては、現在展示コーナーで資源化物の展示、環境に関するポスターの掲示、環境学習室では、本施設のフロー図の掲示を行っており、今後は、環境に関する図書の実等も図って行きたいというふうに考えております。以上でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

説明が洩れているようですのでね。委託契約で結んでいる1日221トンの処理、これはですよ、2炉運転を前提にして、事前にね、結んだ委託契約だと思わんですけど、その辺。

○事務局長（金原 憲昭君）

申し訳ございませんでした。221トンの運転の段階では、2炉運転を基本として運転するというふうになっています。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

当初、貴方はさ、メーカーとは221トンで契約を結んでいると、しかし、現在のごみの量は、それを上回るとるから、なかなか対応できないという説明でずっと来られたんですね。しかし、今説明ありましたようにですね。この2

21トンは3炉のうちの2つを運転するという事を前提に結んでいる委託なんですよ。しかし実際はね、もう一つ、3炉運転しているんです。221トンで年間の量は、80,665トンでしょ。実際の集まってる量が、82,000トンですかね。ですからこの80,665トンをオーバーするのはね、2000トンか、去年の実績からいくと1,500トンですよ。そうしますとね、1,500トンのごみの量というのは、300トンの炉で処分すればね、6日もかからない量なんです。そうしますと当初は、2つの炉の運転で221トンだから、それをオーバーする量については、もう一つの3つ目の炉を動かせば6日もかからんで、処理できる量なんです。そうでしょう、ところが、実際には、3炉運転しても82,000トンのごみを処理できないとこれはどう考えても理屈にあわんと思うんですけど、その辺ちょっと納得のいくような説明をして下さい。

○議長（中村敏治君）

答弁のできる人どうぞ。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

221トンを毎日するようになってるというような事で、今回の増量分については、300トン処理すれば、短期間で解決できるじゃないかというご質問。ただ、質問の前提となっておりますのが、毎日2炉を運転をする事が前提という事で、私どもの方もご説明としては、2炉を前提にというような事で計画になっております。ただ、1年間ずっと2炉で走っていくという事では、ございません。2炉で運転しながらごみの量が多い時には、3炉動かしながらという事になっておりました。そういうふうな中で、現在のところ、実質的に3炉運転を余儀なくされているところでございます。内容といたしましては、ごみの量の増加が多いという事と受入の際から多かったと残ったというような事もございまして、最初から3炉運転で走ってきております。そういう事から2炉運転と3炉運転の交換、交互の運転という事的前提条件では、その休んでいる間に整備を行うと、十分な整備を行って運転するというような事で計画をしていたところでございます。その整備が十分できてないという事で処理量が落ちてきているというような事になっております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私がお尋ねしているのはね、メーカーに221トンで委託契約を結んでいるのは、3つの炉のうち2つの炉の運転を前提として結んでいるんだと、これは事務局長も認められたとおりになんです。あと3つのうちの1つは、点検用とかいざという時に、これは通常運転しませんという事で通常は2炉運転の契約なんです。221トンは18年度の実績でいくとね、処理したごみの量は82,258トンなんです。ですから、221トンの365日、80,665トンですから、オーバーする量は、1,593トンなんです。そうすると300トン処理するとしてね。6日もあれば処理できる量なんです。予定よりたくさん集まった量というのは、そうすればなんで3つ目の遊んでる炉、これを6日間動かしてそれに対応しないのですかという事を尋ねてるんです。ところが実際には3炉ともフル運転してもなお対応できないというのは、どういう事かというのはね、当然の疑問だと思うんですよ。納得のいく説明をして欲しいんです。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

おっしゃるようになりますね。基本的には、そういう事なんです。80,665トンですね、それで221トン1日ですね。そういったこの計画で、ごみ処理の全体的なつくりをやっている訳でございます。ですから、その80,665トンをオーバーしていると、常時そういった状況になっている訳でございます。そういった意味ではですね。もともと221トンの場合でもですね。2炉だけでは、どうしてもまかないきれませんので、どっちみち、2炉で運転してみたり、3炉でしてみたりと、或いはまたその間ですね、補修点検もやるというような事の状況でございますけれど、ごみの量がずっと増えてきたという事もございますし、この2年の間色々みておりますと先般も実は、あれは7月でしたかね、会社の方から来て説明がございましたように、色々この炉の状況だとかそういった物が、不具合が出てきたというような事もございますので、そういった事からですね、あとまた色んなシリカと言うんですか、そういった物が溜まるというような事もあっておりますので、そういった物も今後とも点検しながら炉を動かしているという事でございますので、いずれにいたしましても、私どもですね、会社に対しましては、きちっとこれがですね運転し、安心して我々が任せられるような事にして下さいという事は、たえず申し上げております。今後とも、もう少しですね、その辺は会社とも、炉の点検、補修

の関係ですね、先般も説明いたしましたようにそういった事で会社にも申し出をし、お互いに協議をしながら進めて参りたいと考えているところでございます。以上です。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

全然、今の管理者の説明では分らないのですよ。本来だったらこの数字的な事、実際の運転の事についてはね、事務局の方がね一番良く実際のところ良く分かっておられるんでしょから、そこら辺がね、実際問題として私がお尋ねしている趣旨は、もう分かっておられると思うんでね、そこんところ噛み合うようなね、ご答弁をお願いしたいと思うんですよ。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

すみません。数字的な事という事でございますので、私の方からご説明させていただきます。まずは、80,665トン为前提として計画を立てていた。これが前提でございます。入ってくる量といたしましてもそれを見込んだ処理計画という事になります。それが、最初から多かったという事がございますので、それを処理をしていく為に毎日その分だけの300トンを行うという訳では無く、毎日、ある分プラスのという事になります。平成17年度につきましては、処理は、86,600処理をしておるところでございます。6,000トン程多かったと。18年度につきましては、おっしゃる様に、82,000トン、1,500トン程度しか多くないという事なんですけど、そういう状況が起きてしまったという事で、今、十分処理ができて無いというようなところでございます。3炉で運転をさせて頂いて、状態もあって3炉で運転させてもらってます。そういう事を改善をしていくという事で今回の改修工事で改良をやっていくというような事になろうかと思っております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

いずれにしろ炉がね、当初の予定通りの能力を発揮していない結果、こういう事態になってるという事だと思ふんです。それで質問先に進めます。それでですね、出して頂いた資料のですね、こうたくさんあります。この資料は、新しく造るクリーンセンターの費用対効果を明らかにするという事で、組合議会で作り、組合の議会、それぞれの構成自治体の議会に配られた資料です。11年の12月です。の一部ですこれは、私が見て頂きたいのは、この資料の左上の費用の所の燃料費、これは、見積設計によるという事に書いてありますけれども、燃料費これは、天然ガスの事ですけれども、ごみ1トン当たり208円です。ですねこの試算は、実際どれだけこの天然ガスの費用が掛かっているのかという事とちょっと比較をしてみたいと思ふんです。もし、208円これで年間の処理量18年の処理量が、82,258トンですから、これを掛けますと1千7百10万9,664円、約1千7百万になろうかと思ひます。ところが、決算書にも記載してありますように、18年の燃料費、これは3億6千2百60万2,452円になっています。この頂いた資料の約21倍です。見積のですね。これはね、その見積との違いは、ごく一部なんですよ。天然ガスは、もっとひどいのは、液体酸素なんかもともと費用がなかったのが、何億もかかっているというのが実態です。その他のは、もう取り上げませんがね、取り合えず天然ガス、燃料費について、当初の試算の20倍を越す実態になってると、この事については、どうお考えですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、一番の大きな違いにつきましては、先程から話が出ておりますように、ごみ量が当初見込みより多い。この場合は、80,000弱のごみ量じゃなかったかなと思ひますけれど、そのために、現在の施設でございまして、2炉運転を3炉運転に余儀なくされているという用役、ガス等の増向に繋がってきているものと思っております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

そういったね、ごみの量の当初との見込み違いによるものだと説明できる金額でないでしょう。20倍を越す実際の費用がかかっているんですよ。私ね、そ

の辺は、もっと真面目にね、答弁をして頂きたいと思うんですよ。私、基本的にはね、もうこの施設できているから、これをぶっ壊せとかなんとかね、そういう事を言うつもりはないんです。しかし、今、指摘されているこういった問題について、なんで管理者はきちんと、議会で指摘された事をちゃんと受け止めてね、メーカーに対応しないのかと議会で指摘された問題の解明にあたって、なんできちんとした取り組みをしないのかというところを一番問題にしているんです。今、言っている当初の見込みとの違いについてもね、当初との20倍も超す食い違いでしょう。ごみの量が増えたからなんて、そういった事で説明できる金額じゃないんですよ。私は、その辺についてはね、ほんとその一例です、天然ガス一例です。他の事についてもね、これまでたくさんの事が指摘されました。なんでこういった事について、きちんと市民の立場に立ってメーカーと話し合いをしないのかと私は、そこを繰り返しているんです。私はね、今の当初との見込みの食い違い、もう少しきちんとしたそんなごみの量が当初より増えたからなんてね、そういった事で説明できるような金額じゃないんですから、もう少しきちんとした説明をして下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、お配りしました表を見て頂きますと分かるんですけど、これは、平成11年12月に出した物でございまして、この方式がございまして、先程見て頂きましたところの左上になりますけれども、下から4行目でございまして、ここに最終処分場の経費というふうに記載がなっております。480万というふうになっておりますけれども、こういった経費から見ますと私どもの施設は、最終処分場は出さないという事が原則になってございまして、これは、必ずしも、うちと同じような施設、おそらく焼却方式の施設ではないかと思っております。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

恐れ入ります。今、局長の方からご説明いたしましたとおり、こちらの表で作っている分は、11年度でございまして、まだ、処理方式が色んなものを含めて評価をしている状況でございまして、ですから高くてもいいという事では、ございません。そういう事ではないんですけども、この数字と直接に比較とい

うのは、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。ただ、それが大きくなっているという事については、私どもも認識をしてメーカーの方にですね、処理、燃料費の削減については、先程答弁もありましたけれども、メーカーの方にですね、もっと経済的な運転をするようにという事で求めているところでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私、最初にお断りしたようにね、当初の見込みと食い違っているのは、助燃材だけではないと燃料費も他のもね、たくさんあるけど、取り合えず燃料代についてお尋ねをしたいという前提で、お尋ねをしているんですよ。なんで、最終処分場のうんぬんというようなね、そういった事、私は、尋ねてないんですから、それからこの資料は、あくまでなんかこの施設が確定する前の資料だ、うんぬんという説明でしたね。それではね、お尋ねします。この施設を造ろうという事に決めるにあたっては、当然、これと同じような趣旨の費用対効果の試算をしておられると思いますので、その資料があるのかないのか、それをお聞かせ下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、ここであるとかないとかの状況を確認できませんので、おって確認させて頂きたいと思います。

（午後13時50分休憩）

（午後14時00分再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局は、ひとつ納得できるような回答をして下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

やはり、先程の資料の件ですけども、あるのかないのか確認できませんので、調査をさせて頂いた上で、あった場合は、お出しをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

あのね、これはね、私が言っているこの資料は、新しい施設を造った場合に、どれだけコストがね、軽減されるか、費用対効果がどうなるかという事をもっとたくさんあるんですけどね、それを比較した資料なんですよ。大事な資料なんですよ。これについてね、これ以外にこの後、まだ、最終的に確定した段階のね、資料があるかないかが確認できないてね、それは私はね、それこそちょっとどうしてるのかと言いたいんですよ。あるけど、ここにはないというんだったら、まだ話は分かります。前の事務局長も居られるんですから、前の事務局長も記憶にないなどということは、私はありえんと思うんです。その辺もう少し、そのあるかないかぐらいは、きちんと答弁して頂きたいと思いますので。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

この基本計画というのは、平成11年の12月でございまして、確かそうですね、11年、この頃でしょうか広域化しようという事で、2市15町で集まってですね、ごみ対策を練ってきた訳でございましてから、この中で今質問があったように、なんと申しますか燃料費がどうのこうの、そういった事でなくて、全体的にですね、新しいこの2市15町でした場合に、全体的にどのようなこの構想になるかっていう事を示している訳でございましてから、具体的な問題ではないんですね。まだ、基本計画のいわばまさに計画の段階であって、これに基づいて県とか或いは国の方に出したかどうかですけども、そういった事で、国の承認を受けて具体的に進めていったという事でございまして、あくまでもこれはですね、細かな例えば燃料費がどうのこうの、薬品がどうのこうのと色々書いてございましてけれども、おおまかな計画だと私はそのように認識をいたしております。ですから相対的に広域化をする事で、これでいいでしょうかというふうな事ですね一つの計画書になってるのではなからうかというふうに、私は思っているところでございます。まだ、11年の段階でございまして

でね。以上でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

管理者ね、そういった事じゃなくてさ、やはりきちんとね真面目に答えて欲しいんですよ。先程から言うように私はこれは資料の一部だけでいいから出して下さいという事で事前をお願いをして出して頂いたんです。原本は、もっとたくさんあるんですよ。そんなね、基本的なおおまかなのを決めたというような事じゃ、内容はなっていないんですよ。細かいところまでずうっと決めてあるんですよ。費用対効果はこうなりますという事でね、ですから、先程、言っているように、それはその何て言うか、途中のやつであって、最終のじゃないというような答弁でしたから、そしたら、最終のそういった費用対効果比較表を作ったのが、あれば出して下さいとその前にあるのかないのか、まず答えて下さい。そうするとあるのかないのかも確認できないという事でしょう。それじゃね、良くないと思うんですよ。これだけこの施設が、事前の予定と違ってたくさん経費がかかっているんじゃないかという事を色んな方面から指摘をされている時ですから、そうすれば本来だったらね、議会で指摘される前に管理者の方で、事前の計画とどうなっているのかと現状はどうなっているのかという事は、当然検証すべきでしょう。我々から指摘される前に、ところが事前のそういった事についてさえ、あるのかないのか分からんというような状況ではね、私は、良くないと思いますよ。本来だったら貴方の方で、ほんとこれは、経費がかかっているようだなと事前の試算とちょっと比べてみようというのが当然の事だと思うんですよ。そういった事をされたんですか。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

私が申し上げてますのは、あくまでもこの表はですね。基本計画、こう冊子がございますけれども、その中の一部でございましてね、要するにこの広域化を進めて行こうという為の、一つの基本計画なんですね。だから、具体的になりますとですね、それ用のその具体的な、ですから、この時の基本計画の中にはですね、その方式をどういう方式でいくかという事も決まってないんです。ですから、色んな物がありますよという事も、これうたっております。例えば

ストーカー方式だ、やれガス化改質方式だと色んな物が、掲げてあるのでございます。ですから、そんな事でいずれにいたしましてもですね、広域化を進めるための最初の一つの計画であると、ですから中身的に、具体的に燃料がどう、あるから、今、多いからどうだという事では、なくてですね。その事につきましてはですね、燃料費が非常に多くかかっているとそういった事については、当然ですね、もっと減らさないかとか、そんな協議につきましてはですね、当然、会社の方ともいたしている訳でございますから、我々としてはですね、できるだけやっぱり安くであげて頂く為に、それぞれ経費につきましてもですね、当然、会社の方にもですね、注文をつけ、そしてまた協議も進めているというような状況でございますので、その辺もご理解を頂きたいと思っております。この件については、私はそのように理解しております。以上です。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

管理者ね、最初に言いましたようにね、やはりね、この施設については、もう誰でも心配しているんですよ。このまま行けばね、どれだけそれはもう、負担が増えるのかと、どこに問題があるのかと、施設に欠陥があるんじゃないかと、というような指摘がずっとされてきている訳でしょう。そうした中で、そういうのを受けて、私はずっとお尋ねをしてるんですよ。ですからね、やはりきちんとしたね、ほんとそれもそうだなと燃料費も当初の20倍も越すようなね、そういった実態は、これは実態はどうなっているのかというような検証はね、管理者としてやるべきだとそういう事もやらずにおってね、色んなこれは基本計画だうんぬんというような答弁で逃げ、そしたら最終的な計画書を出しなさいと言っても、それもあるかないかも分からんというような状況でしょう。それじゃね、我々市議会に帰っても説明のしようもないですよ。諫早市は、11億を越す負担金を出しているんですよ。その使われ方がこんなずさんな計画でね、なってるという事になったら、皆さんほんとに憤慨するんですよ。だからその辺についてはね、また改めてお尋ねをしたいと思っておりますけど、やはり、きちんとしたね、対応をして頂きたいという事を重ねて、私は強く要望しておきたいと思っております。それから、この今回の改修にあたってね、メーカーは費用は出しますと、それからその間のごみの処理費もメーカーの方で負担をしますという事になっているようですけれども、この施設の改修は、おおまかにその3つの場所でやるという事になっているようですけど、この施設の改修にあたって、メーカーと組合との契約はどういう事になってるんでしょうか。ちょっと

説明して下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今回の改良改善工事は、プラントの所定能力を安定的に発揮する為の対策でございまして、県央県南環境センター（仮称）建設契約書内の発注仕様書に基づく補償工事でございます、契約書は交しておりませんが、JFE環境ソリューションズから炉下部水冷化範囲拡大、ごみプレス油圧シリンダー長寿命化、ごみプレス分割投入化について、設計仕様書が組合の方に出されております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

このプラントはね、性格上色んな物理的な構造、色んな化学的な反応の施設たくさん入り混じっている物だから、組合の職員の皆さんではね、専門的なところは、分からない所も正直あるだろうとは思っています。しかし、いずれにしても、この施設の所有者は組合なんですよ、組合の品物なんです。メーカーの品物じゃないんです。ですから、今回のこんなに言うてみれば、メーカー自身が言っているように、部分的な補修では駄目だと本格的な対応をせんと駄目だというふうに言ってるような今回の改修工事なんです。そうすると、やはり口頭だけじゃなくて、きちんとこの改修工事にあたってね、金額その他、場所、きちんとした契約書をね、私は交すべきだと思うんですよ。ほんとに何億を超すね、工事費になると思うんですよ。組合の物である施設が、どういうふうに改修工事をされようとしているのか、持ち主が分からんような、やらせ方は、私は、まずいと思うんです。よく内容は、分からんにしても、それなりのきちんと文書での取り交わしをする必要があるというふうに思うんですけど、そうした事は話し合いの中でどうされたのか、是非そういう事をやって欲しいと思うんです。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、申し上げましたその工事内容の設計仕様書が、組合に提出され、それを受領しているという事でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

それでは、工事費はいくらですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

あくまでも工事は、補償工事という事で、金額については具体的に示されておられません。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

ですからね、私は、先程から言っているように、この施設はね、それだけ構成町の多額の負担を出して造られたこの組合の品物なんですよ。その施設が、どういう改修工事をやられようとしてるのか、どれだけの工事費がかかろうとしてるのか、そういった事を持ち主が分からんような工事をさせていいのかという事を私はお尋ねしてるんです。それはもう、メーカーの方でやってくれるだろうなんてね、そういう事でいいのかという事をお尋ねしてるんですから、それでいいという事なんですか。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

恐れいます。メーカーのいいなりになって、やったかやらんか確認ができないじゃないかというような趣旨かとも思うんですけれども、私どもの方では、先程、事務局長がお答えいたしました設計仕様書というものをメーカーの方から出させてですね、それについて工事の承認をしたという事になります。実際

の施工結果につきましては、施工中ですけれども、こちらの方で確認をしたいというふうに考えてるところでございますし、実際に確認しながら進めているところでございます。ただ、金額につきましてはいくらだというような事は求めてはいないところでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

ずっとね、押し問答みたいな感じですけどね、やはりね、これだけの大規模な改修をやる訳ですよ。しかも施設事体がね、147億もかけて造った大きな施設でしょう。契約金額は、147億です。消費税も入れればね、それでね、にもかかわらずね、今回本格的な改修をしなければいけないという事態になってるにもかかわらずね、どういう改修をしようとしているのか、そしてその費用がどれくらいかかるのか、費用を口頭ではメーカーが持つという事にはなってますけどね、そしたら、メーカーが持つにしても、その根拠はどうなのかというような事についてはね、やはりそれなりのきちんとした契約書を作って、そして、取り掛かってもらうというふうにしなないとね、もう言うてみれば、もう、メーカーの方の仕様書が出てるから、それでやってくれるでしょうというような事ではね、私はやっぱり良くないと思うんですよ。この施設は先程からいうように、メーカーの施設ではないんですよ。我々の施設ですから、どういう修理がされようとしてるのかどういった所に問題があったのか、それはきちんと貴方自身が納得いくようなメーカーの説明を受けて、本来だったら、この議会でね、我々にきちんと貴方から説明をすべきなんですよ。そういった事がもうほとんどされないまま口頭でのメーカーとの話で、事が進められようとしているような事になっている点はね、非常に私は問題だという事を指摘して一般質問は、終わります。

○議長（中村敏治君）

それでは引き続き8番。柴田議員、お願いいたします。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

柴田安宣でございます。通告の順に従って質問をさせていただきます。

まず、1項としてガス代、電気代、その他の資材を含めた経費の節減と今後

の見通しということで通告をしております。今、木村議員からも指摘があったとおり、色んな電気代、ガス代が当初計画以上に膨大な経費がかかってきていると。加えてその他の資材として、この計画の中で挙がっていますとおり薬品代とか液体酸素等も含めれば、どれぐらいの経費になっているのかなということが、まず、心配の種でございますから、それがどれぐらいになっているのか。そして、今後、改修することによって電気代等が多少、違ってくるのではないかと期待してはるんですけども、それが今後の見通しとしてどういうふうに理解しておけばいいのかということについても説明をお願いしたいと思います。

もう一つは、用役費、運転経費、それから補修費、起債の償還を含めた所で1トン当たり処理経費がどれぐらいかかっているのか。そして、他のストーカ方式若しくはガス融合方式を含めた他の施設はどれぐらいの経費をみて、トン当りの処理経費をみてあるのか。比較対照されたことがあるのか。あればそれを説明いただきたいと思います。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

まず、柴田議員のご質問のガス代、電気代、その他の資材を含めた経費の節減と今後の見通しについてでございますけれども、県央県南クリーンセンターは17年の4月から本格稼働をいたしました。3年目を迎えております。17年度、18年度ともごみ搬入量が計画よりも多く搬入されておましてガス代、電気代の経費の方も増大しているところでございます。構成市の負担を考えますと運転管理や用役費等、経費の節減は重要な課題と理解をいたしております。組合といたしましてもJFE環境ソリューションズ株式会社に必要な対策を求めるとともに構成市と連携を取りながらごみ減量化も推進して参りたいというふうに思っております。併せまして、7月の議会でもご説明をいたしましたプラント能力を安定的に発揮するための施設の改善改良工事を実施しておりますが、この工事の効果として、ガス使用量の削減も期待をいたしているところでございます。詳細につきましては、局長の方から答弁させたいと思います。以上です。

○事務局長（金原憲昭君）

はい、事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

管理者の方から主なポイントについてはご説明がございましたので、私の方からは若干補足を含めましてご説明させていただきたいと思っております。ガス代、電気代、その他の資材を含めた経費の節減と今後の見通しについてでございますが、ガス代は平成17年度、3億2,869万5,217円となっております。18年度では3億6,254万6,132円でございます。電気代は17年度、2億387万6,907円、18年度で2億7,570万8,381円となっております。その他、資材の液体酸素でございますが、これはJFEが負担しておりますので、把握をいたしておりません。LNGの使用量につきましては、ごみ量、ごみ質に影響されますが、計画以上のごみが搬入されていることもあり、使用量が多い状況が続いております。また、電力につきましても処理過程の精製ガスを利用してガスエンジンで発電を行っておりますが、常時3炉での稼働が続いており、電気の使用量も多い状況が続いているところでございます。これらの経費の節減につきましては、重要な課題でございまして、施設の運転を委託いたしておりますJFEに対して、ことあるごとに用役使用量の削減について、強く要請している所でございます。また、本年度実施しております改善改良工事でございますが、これによりましても用役使用量の削減効果もあると聞いております。また、経費の削減には、ごみの減量化も必要であると考えておまして、組合の構成市に対しましても、更なるごみの減量化やごみ分別の施策の推進についてお願いをして参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

はい、柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

今の説明は数字的には理解出来たんですけども、ただ、平成17年度、最初、一般会計が当初予算でいきますと燃料費、ガス代ですね。これが1億2,127万1,000円。で、光熱費、要するに電気代ですけども1億5,108万6,000円ということでトータルで2億7,307万7,000円の当初予算であったと。決算で5億3,257万2,000円余の決算をされてると。だから、この炉の最初の運転の時期に当初予算として計上されてる電気代、ガス代というのが、おそらくJFEから計画図書に基づいたガス、電気代等を計上されたんだというふうに解釈をする訳です。それから見ますと18年度の決算でいきますと6億3,825万4,000円余りの金を決算としてされております。ということは、当初予定より倍以上の金がかかる炉になっていると、加えてJFEが払ってるというけども、ガス代とあんまり変わらんぐらいの液

体酸素を使われていると、これがどこの時点で無くなるのか。これをずっと使用しなきゃいかんとなれば、JFEが100パーセント、平成、今の計画でいきますと32年度まで炉の償還がかかるみたいですけども、そこまで入れて責任を持っていくなら数字は明示しなくてもいいんです。どっかの時点でこの組合の方に負担してくれろというならば、今払ってある液体酸素の金額も明示すべきじゃないかというふうに思うものですから、そこら辺をどういうふうに解釈すればいいんですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、議員おっしゃいますように当初計画とすればガス、電気やはり何倍も上がってきているのは事実でございます。先程からご答弁申し上げておりますように、その原因につきましては、ごみ量が多いというふうなことが言われておりました、我々としましてもやはりその増えた量につきましては、是正方を常にJFEの方に求めているところでございまして、覚書にもございますように用役費の保証ということで、17、18、19年度の3ヵ年につきましてはJFEと協議の中で幾らどちらが負担するかということも今後、交渉の協議の具体的な進展の中で当然主張していかなければならないというふうに思っております。ただ、いずれにしましても、いかに減らしていくかというのが、一番の我々の課題と思っております、これにつきましては先程申しました改善改良工事でもいくらかの燃料代の削減を期待出来るというふうに言われておりました、まあこういったものを、まずもって施設の安定化を図りながらはこの用役費の削減策について更に詰めていきたいというふうに思っているところでございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

先程もう一つ聞いたんですけども、ガスを発生させるについては、色んな用材、科学物質等も投入しないとガスの発生が思わしくないだろうというふうに思うんですけども、この当初計画の中でも相当の金額が示されておりますけれども、今言われた数字の中では、それ入っているのか、入っていないのか。入っているとすればどの項目なのか。若しくは改めて他の項目の中でその薬剤費等

があるなら、それを燃料費の同じような部類で提示するべきじゃないかと思うんですけども、それはどういうふうになっておりますかね。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

お尋ねの薬剤費でございます。この分につきましては、先程ご答弁いたしましたガス代、電気代とは別になります。それでこの物につきましては、運転の委託経費の中に薬品代は含まれておりまして、全体としての支払となっているところでございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

もう一つ、後の方と同じ、重なるようようでございますから、併せて質問しますけども、炉の運転として委託料がJFEに3億2,885万4,000円ということで18年度の決算の中で出ておりますけれども、人間を聞いたら人間の炉を運転するにあたっては31名の人間で運転をするため必要の人間を確保しながら運転してると。ご存知の通り、トップ企業のJFEの職員若しくはエンジニアを31名雇って3億2,000万余りの金は払ってあるんだろうと思うんですけども、果たしてそれ位の人間が必要なのか。その出勤簿あたりを見て確認をされたことがあるんですかね。というのは変な話になりますけれども、それだけの3億2,000万の運転経費として委託している金の中から液体酸素分でも出してあるんじゃないかと、そういう気がするものですから、そうするならば液体酸素そのものは表示してですよ、運転計画の中で出すべきじゃないかなと思うものですから、果たしてそれぐらいの運転委託料がどういうふうに使われてるのか。分かっておれば詳細な説明をお願いしたいと思うんですけども。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

運転委託料でございますけども、今議員おっしゃいますように現在は31名

で運営されておりまして、こういった運転業務があるかということをお紹介申し上げますと、まず運転管理業務の中におきましては、各種機器の運転操作、監視及び動作状況の確認とか各種機器の巡視、日常保守点検、機能整備のための調整とか各種計測機器類の日常点検とか15、6項目の日常的な点検業務が、またその他不定期の補修まで入ってきておりまして、そこに勤務される31名の方でございますけれども、その勤務状態ぶりは日報とか月々の管理委託の実績報告等で確認されておりまして、その分の経費が他に流用と申しますか、そういったことがなされているという事は、まず無いというふうに思っておりますのでご了解お願いしたいと思います。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

それにしても31名の3億2,000万というのは1人当たり1,000万を超える金額を払ってある訳で地方公務員の人達から見れば羨ましい金額を払ってあるんだと思うんですけども、やはりストーカー方式と違って融合というのは当然ごみを資源化して、そしてガスを発生させて発電もし、それぞれ資材、資源を再利用するよなということである面、化学工場みたいなやり方でやられておる訳ですから、えらい経費が掛かりながらも将来のクリーンなこの地域の為ということとされておるんだらうと思うんですけども、ある面ではそれはそれとして分かりながらも節減をしていかんとですね、皆のごみの中から金は生じてこない訳ですから今、隣の人の質問で答弁されたとおりの60万の売り上げをするために1,500万の経費を掛けるというふうなそういう理にあわんよなことをこの炉の中でされるのであれば、4市の人達は大変な苦勞をしなきゃいかんだらうと思うんですけども何となくこの経費節減に向けて、これをやっていくためにはどうすればいいのかという方程式でも考えておられれば一つ説明いただければと思うんですけども。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

具体的にどのようにどのような方法で経費の削減を図っていくのかというふうなことだと思っております。当然、先程申しましたようにメーカーでございますJFEに対しては、私ども又管理者の方からも事あるごとにそういった経費

削減とかを強く求めておるところでございますけれども、具体的に一つこちらの方から提示するような技術的なものは私ども、持ち合わせてない中に置きまして、とにかくメーカーに対しましては色々用役を含みます、とにかく具体的な問題とその改善策を示してくれということで併せまして出てきた際には取り組み強化ということで求めているところでございます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

恐れ入ります。ちょっと補足をさせていただきたいと思います。先程の答弁の中で運転の人員が31名というようなことで、その分のご説明の中に業務の内容といたしまして、不定期な修理ということを申し上げました。不定期の修理は別途でございまして、軽微な補修、軽微な修理作業ということになります。で、31名は常に31名ということではなく24時間で4班体制ということになっております。24時間運転ですので、夜中もずっとクレーンを動かしているというようなことになります。そういうことで1班あたり1班で7人というようなことで組んでございまして、あと他、管理者等がおりますのでそういう形で常時は7人プラスαいるという体制になっているところでございます。

以上でございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

重なるものですから併せて質問しますけれども東部リレーセンターの業務委託費で4,599万ですね。西部で4,000万の委託業務を発生してる訳ですけども、合わせて9,000万、8,600万の委託をされてると。で、ということかと聞きますとごみのある器具の中に入れて圧縮をし、50%圧縮をする機械を設置してるとその操作に係る経費がこの委託料だというふうなことなんですけれども、これも合わせてですね民間、よくいう管理そのものがそんな難しい品物であれば民間委託ということもできんじゃないかと。さっき言う日本一の企業を全部配置しなくてもそれぞれのエンジニアは必要でしょうけども、ある程度の技術があった人なら操作出来る分に関しては全部委託しないでですよ、リレーセンターの管理にしてもここの炉の運営、運転管理にしてもそれをある程度民間へ委託するようなことをしないと膨大な経費の削減にもならんじ

ゃないかという気がするものですから、そこら辺をどういうふうに解釈すればいいのか、そういうことをすることが出来る可能性はあるのかどうか、一つその説明を頂きたいと思うんですけども。

○施設課長（坂本昌晴君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

参考までに西部リレーセンター及び東部リレーセンターの運転の委託料の中身なんですけれども、もちろん人件費も入っておりますけれども、その他に油脂代とか作業油代とか薬品代とかその他消耗品等の諸経費も入っている事を申しておきたいと思います。まず、今リレーセンターを民間にという話なんです、施設の建設を請け負ったメーカー、プラントメーカーとですね、運転を請け負った業者が全く関連が無い民間の人達が請け負った場合に施設の故障とか起きた場合にですね、責任の所在がどっちになるのかななどということがありまして、トラブルの要因になるのではないかということで現実としては厳しいんでないかなということで考えております。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

詳しい事は分からないんですけども作った業者がそんな難しい機械をどこも使っているのかと聞いたらそうでも無いみたいですよ。ですから、それを強烈な大型圧縮機等があるならともかく普段の例えば碎石場の碎石する位の機械等である程度、圧縮しながら搬送用のトラックに詰め込む業務みたいですからそれを作った業者で委託しなければいかんようなことをその多大な経費を将来も掛かるであろうというやつを分かった上でこれ発注したものかなど。普通の人達、ある程度2年か3年したら民間の人に委託してこれを普通の人に頼みますよということを普通頼む訳でしょうけども、それだけの特殊な機械じゃないと、ホッパーもトラックも荷物の中に詰め込む事が出来るような機械は発注出来なかったんですかね。東部も西部も作った業者に委託をして、管理してると聞いてるものですから、民間もそういうことは出来る人もおるはずですから経費節減にそういうことが出来ないかということを行う訳で。もう一つはJFEのですね、日本のトップ企業のエンジニアを31名入れなくて、その下で出来る業務は民間の人たちも31名の内の半分位を民間、この地元の人達をそ

こに入れて、それで安い経費で出来るような事は出来んもんかということも併せて聞いたんですけども、それについての説明を受けてないんですけどもどうですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず一点目の東部、西部リレーセンターに係ります委託契約の方法についてということでございます。当然その機械施設につきましては、地域の環境とか非常に先端的なところもございまして、そういったのが可能かということは、今後の経費削減の為に充分課題にさせて頂きたいというふうに思っております。また、その職員でございますけれども例えばクリーンセンターの方に来て頂いておりますJFEの方あたりにつきましては、基本的には地元採用の方を中心に雇用の拡大が図られているようでございます。以上でございます。それと先程、柴田議員のご質問の中で私、一点、答弁を漏らしておりましたので、お詫びを申し上げまして改めて答弁させてもらってよろしゅうございますか。用役費、運転経費、維持管理費、起債の償還を含めた所でトン当りの処理経費の説明というふうになっている部分でございます。ごみ1トン当りの処理経費につきましては、平成18年度実績によりますとトン当たり約19,000円となっております。なお、この金額には起債の償還分は含んでおりません。それに起債の償還を含めると約25,000円となります。次に他の施設との比較でございます。ごみ処理に掛かる運営、維持管理費の経費につきましては、各自治体によって収集運搬費、不燃物処理費またリサイクル施設費、最終処分費などが入っていたり、入ってなかったり、また人件費に関しましては取扱いがまだそれぞれの自治体、運営母体ごとによって変わっておる異なっておる状況でございまして、一概に比較する事が非常に困難というふうな状況でございまして、参考までに申し上げますと旧諫早市の処理施設の経費につきましては、平成15年度は約1トン当たり22,000円というふうに聞いているところでございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

丁寧な説明いただき有難うございました。ただ、この起債の償還が平成32年までかかって元利合計で168億7,043万5,669円という数字が挙

がっておりますけれども、これを含めて償還を全額含めた処理経費がトン当たり
2万5,000円ということで読んでいい訳ですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

申し訳ございません。今申し上げました数字は平成18年度の実績額に拠ります
処理経費でございますので、起債の償還につきましては、18年度に償還
したその額がカウントされてるところでございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

はっきり言って償還と元金だけでなく金利だけ払う時期もあるし、元利
を含めて払う時もあるということで、本来、償還額をいうならば平成32年ま
でに168億7,000万円余りをこの中でごみの中で負担したときに幾らに
なるかということをお私、聞いたつもりですけども。そこまで含めた計画数字を
出させていただきたいと思うんですけども。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

恐れ入ります。申し訳ございません。私、理解が悪くて。今お尋ねの分につ
きましては、元利合計で先程おっしゃられた168億ですね。この分総額を3
2年間で押しなべてということでございますでしょうか。その32の平均額を
たしこんだらどうなるかと。単年度ですので、そういうことでしょうか。ちょ
っとお時間をいただければと思うんですけども。今、計算をしてみたいと思
いますけど。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、起債の借り入れ、資料4でお配りしているかと思うんですけどもご覧頂ければと思います。これは、それぞれ元金の所、見て頂きますと16から発生して17、それぞれ金額変わってきておりまして、これは元利均等の償還方法ではないかというふうに思っております。従いまして、元金をおしなべた場合、また利子が全部変わって参りますので、これまで計算するというのは非常に困難でございますので、また、先程の資料と同様、これも後もって整理させていただいてご提供できればというふうに思います。

○議長（中村敏治君）

ようございますか。柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

それはもうそれで整理した数字で均等な誰も分かるような数字を出していただきたいと思うんですけども。ただ、なんでそんなこと言うのかといいますと、まあ諫早市が旧炉を運転する時、トン当たり2万2,000円ということで、今回さっき言うようにJFEに委託しながらそれぞれのリレーセンターの人間等を計算しますと84名の人を雇ってごみの焼却をしてあると、そのよその町の運搬料とかごみの収集業務を各町で各市町でやってる分は入れないで、84名の人がこのだけのごみを処理するために経費をかけてるうえにガス代、電気代、それから今、数字として説明いただけないんですけども液体酸素等を含めますと膨大な金のごみの資源化の為に使われてると。効率のいい事を考えていかないと、もうこれじゃやりようが無いじゃないかということでどうしようもなくなってきたんじゃどうしようも無い訳ですから。電気代にしても当初の計画でいきますとこの炉は炉の為に計画では無いと思うんですけど、契約電力ということでこの中で1,800キロワットの契約をしてありますけれども、それでいきますとこの電気の料金が1億5,000万位になるのではなからうかと。だけど、それ以上契約をしないと発電能力が少ないが故に契約オーバーした分を余計に金を払わんといかんと現状においては多大な基本料金をあげた契約をされてると思うんですけども、将来的にこの発電がアップした時にこの電気料金そのものはどれ位下げる事が出来るのかと。基本的にこのごみが完全に燃焼してガスが発生した時に5,000キロワットは出るということを時間当たり5,000キロワットの発電をすることが過去の数字の中であるみたいですけども、5,000キロワット常に発電した時にごみから発生した電気代が今かかっている電気代よりどれ位下げる事ができるのか。その試算はされたことがありますかね。あれば出して頂きたいと思うんですけども。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

今お尋ねのとおり、その5,000トン、いや5,000キロワット/hですね。これが常時出た場合の試算というのは申し訳ありません。していないところでございます。すいません。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

出来ればそれを数値にしてですね、さっきの起債の償還と含めた数字と併せて後で説明いただければと思っております。以上で私の一般質問終わります。

○議長（中村敏治君）

一般質問を保留し、15時ですかね。10分程度休憩いたします。

（午前14時50分休憩）

（午前15時00分再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続行いたします。

松本議員、どうぞ。

○1番（松本匠君）

今回、初めて組合の議会に参加をさせていただき、本格的な論議を初めて聞かせていただきました。聞けば聞くほど問題の大きさにびっくりしているところであります。組合の炉はダイオキシン対策万全、排出物質の全量資源化、排ガスによる発電、余熱利用の21世紀型の夢の施設であるというふうに謳われております。ところがですね、私ども島原市議会の中でもこの前ここでおきました論議の報告をいたしましたところ、炉の性能、能力について徹底した検証と報告をしてくれというご注文がございました。その意味ではですね、市民の血税を投入した施設でありますからその性能、能力が本当に額面どおりかどうか、各市とも財政逼迫の中であります。負担増ということになれば大変な事態が想定される訳ですけれども、検証をしてみたいと思います。

質問に入ります。第一点目に炉の性能についてお尋ねをいたします。大きな一番目として炉の性能と処理基準、処理能力についてお尋ねをいたします。その一番目といたしまして、性能は処理基準に規定されて発揮されるものなのか。また、そのように設計をされているのか、お尋ねをいたします。二番目に性能から見た場合、基準ごみによる安定的運転で年間の処理量は一体何トンなんですか。これが本当の処理能力ではないのだろうかというふうに思いますので、

説明や協議があったのかどうか、お尋ねをしておきます。三点目に覚書概要によれば、処理能力の要件はごみ質であり量は明記されておられません。なぜ、これまでの色んな問題がごみ量で説明されるのかお聞かせを頂きたいと思います。四点目に06年の8月30日の議会では水処理施設、天然ガス、液体酸素等の対策をしたので、年間90,000トンの処理能力があるというふうに答弁をされております。これは一体どういうことなのでしょう。ご答弁を願いたいと思います。五点目に18年度の決算の監査委員意見の中に用役費、定期的補修工事等々、予算に関連し、ごみの質と量を受託業者に提示をするように説明をされて、意見をされております。補足説明を是非お願いをしたいと思います。

大きな二点目といたしまして、助燃剤についてお尋ねをいたします。液体酸素、天然ガスの使用量、購入量の年次ごとの説明と今後の方向性についてお答え下さい。二点目といたしましては、覚書概要では用役費保証は基準ごみで年間80,665トン前提とするとなっておりますが、ごみ質、ごみ量で組合負担はどのように考えればいいのか、ご答弁を願いたいと思います。大きな二点目といたしまして、構成市の負担についてお尋ねをしておきます。構成4市の最後の合併、南島原市の誕生から1年5ヶ月を経過いたしますが、更に来年度予算の編成時期も近づいております。いつまでまとめるのか。また、論議の中身はどのようになっているのかお尋ねをしておきます。以上です。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

私の方からは最後の構成市の負担金についてでございます。議員のご質問の中で構成市のことについてございました。このことにつきましては、4月の南島原市の誕生を控えた昨年2月、当時の深江町及び布津町の町長から分担金の平等割部分の取扱いにつきまして、その軽減措置等、見直しの要望がございました。この要望に対しまして、構成4市の担当部局にお集まり頂きまして、鋭意協議を重ねて参ったところでございます。しかしながら、分担金の見直しとなりますと負担が増える市と減る市が必然的に生じる訳でございまして、なかなか難しい状況であることも事実でございます。先程、事務局長が色々説明いたしておりましたけれども、4市の副市長が集まれる機会に協議を頂きまして何とか来年度の予算編成までには筋道をつけて参りたいと思っております。もう暫く、この件につきましては、ご理解を頂きたいというふうに思っております。後の部分につきましては、それぞれ事務局長、代表監査委員の方から答弁させたいと思います。以上でございます。

○議長（中村敏治君）

本村代表監査委員。

○監査委員（本村三郎君）

現在の施設にですね、これ以上、予算を掛けないで、いかに有効に活用出来るか、当初予算、当初予定された範囲でですね、出来るかというような観点から考えておりました、ごみ質、ごみ量が燃料費や光熱水費及び定期的補修工事等に影響を及ぼしているということです、施設運転委託者、業者に対して本組合のごみ質が具体的にどういうものが不適であるか、どういうごみが悪影響を及ぼしているのかを示させ、これを除外する事によって運転経費が削減されるということを期待するという事で書いております。更に言えば、具体的にですね、明らかにされることによって従来、我々はJ F Eの方からごみ質とごみ量だと言われてる訳ですが、具体的に聞かされた事が無いものですから、更に踏み込んでですね具体的に聞いて頂いて更にJ F Eと協議を進めて頂きたいと。例えば、ごみ質という事であればどういったごみが多いのかとか、ごみ量という事であれば、どの点までごみ量を減らせば当初予算の範囲で出来るかとか、そうしたような発想でですね協議して出来る部分はあるのではないかなと思います。以上です。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは残りの部分を私の方からご説明をさせて頂きたいと思っております。一番目の炉の性能について、炉の性能と処理基準、処理能力についての一点目アの部分でございます。性能処理基準に規定されて発揮するものなのか、またそのように設計されているのかにつきましては、一日当たり平均処理量が221トンという事になっておりました、年間処理量は865トン、すいません。80,665トンでございます。また、施設規模につきましては、300トンの能力でございます。次の炉の性能についての二点目のイでございますけれども、年間処理量につきましては、80,665トンとなっております、説明、協議につきましては、特にあっておりません。同じく三点目、ウでございますけれども、覚書の概要によれば処理能力の要件はごみ質であり、ごみ量を明記されてされていない。なぜ諸問題がごみ量で説明されるものなのかという点でございます。まず、諸問題のごみ量による説明でございますが、覚書概要版では、基準ごみが2,000キロカロリー、年間80,665トンの処理をする事が前提となっております。諸問題の説明において、ごみ質は日々変動しますので分

かりにくく、年間処理量で説明いたしますと実績での処理量をはっきりして参りますので、分かりやすいと判断したため、ごみ量によって説明しているものでございます。次にエでございます。8月30日の議会において水処理施設、天然ガス、液体酸素等について、対策をしたので年間90,000トンの処理能力があると答弁されているがどういうことかという事でございますけども、これは年間90,000トンの処理能力でございますが、災害など突発的に大量のごみが搬入された場合、処理は行わなければなりませんので、相当機器に負担をかける事になりますが、その負担をかけるのを覚悟した場合は最大90,000トンまで出来ない事は無いというふうに報告したものでございます。次は、助燃剤でございます。まず、一点目でございますけども液体酸素の購入につきましては、JFEが購入いたしており、購入量など把握できておりません。天然ガスにつきましては、天然ガス需給契約書において、甲及び乙は本契約締結により知り得た事項について守秘義務を負うとされており、契約相手からLNGの購入単価については、契約単価の価格設定で他のLNG使用者との契約に支障をきたすために公表は控えて頂きたいとの要望がっております。このため数量を言いますと決算額から単価が類推できますので公表は控えさせていただきますと存じます。また、今後の方向性でございますが、JFEには事あるごとに用役費削減の要請は行っておりますし、18年度は17年度に比べ、約400トン程の使用量が削減されております。今後も更に削減要請をして参る所存でございます。次の点でございますけれども、またごみ質、ごみ量による組合負担につきましては、ごみ質が悪かったり、溶けにくかったり、またごみ量が多い場合などは当然、使用する用役量が増えて参りますので、組合負担は増えるということに繋がって参ります。以上でございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

まず、処理計画について、お尋ねをいたします。先程、ごみ処理計画ということで平成11年12月、配布をその中の下の方に表記してあります計画ごみ処理量ということで年次ごとの処理計画が数字として出されております。21年度1日221.16トンから34年度まで載っておりますが、おっしゃった計画の221弱トンをいずれも年次ごとにどんどん増えていくような形で計画がされております。これは今までのご答弁に比べると随分違う話じゃないかというふうに思われるんですか、どうしてこういう数字が記載をされているのか、ご説明を頂きたいと思えます。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

（発言する者あり）

○管理者（吉次邦夫君）

議長、管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

私の方から説明させていただきますが、確かにこれ見ますと12年度から入っていますね。で、12年が213トン213.98ですか、ずっと書いております。確かにこれ右肩上がりでずっと増えとるですね。だからおそらくですね、これは当時、11年の段階で計画作る時ですね。最終的に過去の推移からずっと見ていって増えるであろうという見込みでこれは作っておると思います。実際はそうなんです、そうなんでしょうけれどもですね、ごみ処理量を作る時にですね、ずっと国とか県とかともですね、相談した結果、そういった協議の中でですね、おそらく私の、当時の状況を今考えましての私の推察でございますけれども、確かに増えるであろうけれども努力目標としてですね、やっぱり減らさなきゃいかんということでございましてですね、だから最終的に221トンでいかざる得なかったのではなかろうかな。ですから、今後もですね、4市集まってよくこのごみ量を減量する方向でしていかなければならない。まあ安易に国の方としてはですね、安易に増やすのではどうだろうかという考えではなかったのかなと、だからそういったことで最終的に今後とも221トンでいってくださいということではなかったのかな、それに基づいて我々のごみ処理上の基準もですね、221トンでいったという様なことでございます。以上でございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

今、管理者の方から再三ですね、かな、かな、かな。最後の、説明の最後になががついとるんですね。これ推測でありますから、きちんとした確定したことについてお話を頂かないと我々は推測に基づいて、論議をする訳には参りませんので、そこんこと含めてですね、もう一回、精査した上でご答弁下さい。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

はい、管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

これは私が直接ですね、国とか県と話した訳じゃございません。ですから今の状態で221トンにどうして決まったかということなんでしょ。

（発言する者あり）

いやいやあなたのね、質問がですよ。質問がこの右肩上がりできとるけれども実際は221トンで計画されとると。その辺との関係はどうなんですかという事でしょ。ですから、ですから私が言っておりますのはこういったものを考えた場合に、当時ですね、おそらく県の方と或いは国の方とですね、担当の方が色々協議をした中で221トンでいって下さいということというふうに思います。私は具体的に実際、あつた訳ではございませんので、私は今そのように考えておる訳でございます。以上です。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

一番最後の方にはですね、日量241トンというふうに記載をされてる訳ですね。そうすると日量241トンで365日、何トンになるんですか。こういう計画を立てるということは前提的にそれを処理するための機械の性能、能力をどうするのかということの基本的な素案になっていく訳でしょ。とんでもない数字ですよ。241トン进行处理するのは。さっきお尋ねをしましたけども、年間90,000トンでこの241トンが出来ますか。

○管理者（吉次邦夫君）

議長、管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

だから、先程、私が申し上げたように各市が努力してですね、ごみを減量するとそういったことも考えながらこれは出来たものであると思ってる訳でございます。以上です。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

そうすれば、この計画というのは、それ以下に全部おさまっていかなければならないという事ですよ。最初から。これ11年の計画ですよ。はい、11年の計画ですよ。そして、それも含めて機械の処理能力から判断されたのか、この計画から判断されたのかは分かりません。どっちが後でどっちが先か。しかしながら、こういう形です、はるかにごみの現在の基準をです、大幅に上回る1日当たり20トン上回る計画になっている訳です。そうすると機械の性能、能力と関係するですよ。益々、耐用年数20年とさっきおっしゃった訳ですから、まあ色んな補修をされるでしょうが、機械の能力は落ちていくというのは目に見えているじゃないですか。その辺の整合性はどうなっていく訳ですかというふうにお尋ねをする訳です。

○管理者（吉次邦夫君）

議長、管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

先程来から申し上げますように実際の状況を見ますとですね、やっぱり11年の段階で作った時のおそらく伸びるであろうと、ごみ量がですね、減ることは考えられなかったんですね。ですから、そんなことでこういった右肩上がりの表が出来るとの訳です。で、なんですけどもそんなことで国とか県にも相談したけれどもですね、やっぱり当時、この11年の頃はですよ、12年なんかは213トン、14年は215とかずっとありますよね。ですから、こういった事で減る年もあるようでございますけども、やっぱり将来的には増えるであろうとそんな事で相談したんでございましょうけれども、ただ、国としてはですね、やっぱり最終的どういった計算に221トンになったのか、私も分かりませんけれどもですね、そういった計画で作って下さいと。だから、将来の増える分はですね、出来るだけお互いの努力目標で減らして下さいよと。そんな縛りがかけられたんじゃないかというふうに思っておる訳でございます。以上です。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

どういう訳で221トンになったか、よく分からんというふうなご答弁でありますけれども、この答弁については、どうなんでしょうね。分からない事

を推論若しくはそれに類するような事で221トンというのは、今まで私達に説明をされてこられた訳ですか。別に揚げ足を取る訳じゃないですよ。よく分かりませんがというふうにおっしゃいます。そしたら221トンというのはどっから出てきたんですか。

○管理者（吉次邦夫君）

議長、管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

私かね、具体的に話をした訳じゃないんです。ですから、担当の段階で国とか県に話をして221トンに決めたということなんです。ですから、それでいこうということになって作った訳です。それはもう前例としてある訳です。ですから、この表は11年の段階で将来見通した時に、こう延びるんだろうかなということで、それを国の方にも認めてもらってですよ、それで241トンにしましょうということになれば、それで良かったんでしょうけども、この県央広域の場合には、221トンということで決まったということなんです。よろしいですか。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

別によろしいですかとそんな大きな声で確認を取って頂かなくてもいい訳ですけれども、そいじゃ分かってる担当者でお答えを下さい。更にですね、最終年度に近い年次で先程申し上げましたとおり、1日241トンという計画になっております。そうするとそれはこなしていかなといかんですね。それをこなせるだけのこの炉は性能を持っていますか、計画ですから。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

申し訳ありません。221トンをどのようにして21年に定めたかという事について、ご説明をさせて頂きたいと思えます。計画目標年次は稼動予定年の7年を超えない範囲内で将来予測の角度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の整備計画等を勘案して、平成21年度と決められております。また、先程基

本計画におきまして、平成34年度では240位に数字が伸びるというふうにご質問ありました。その場合、うちの施設はどうするのかというふうなお話があって、管理者の方からご説明頂いたんですけども、これはあくまで11年度に作った計画でございまして、実際、現実整備計画の中においては、ちょっと私も資料持ってきてないんですね、またご指摘頂くかなと思ったんですけど、ごみの減量化に努めるという中で少なくとも221トンが今後大きく増える事が無いような計画に基づいて、この施設は整備されたというふうに理解をお願いしたいと思います。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

それじゃ、そのように減量化の努力をして頂く他、無い訳ですけども下の方にも書いてありますけれども、0.7パーセントずつ増えていくという事で、今拝見をいたしました、それはそれとしてですね、耐用年数20年ということであれば、そういう現実的なごみ量が増えるということは当然、想定をされる訳ですね。そしたら先程もお尋ねをいたしました、現在の性能で241トンは日量超えられるんですか。365日、掛け算すれば年間の処理量出て参りますが、その辺はどうなってますか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

240トンを365で掛けますと、87,000トン程度になります。先程申しましたように先程90,000トンの話させて頂きましたように、90,000トンも翌年度の炉のダメージの考えを無視した場合は、可能じゃなからうかというふうな事でご説明した通りですけども、それよりかは、量的には少ないという事で全く不可能じゃない、ただし、やはり87,000トンですから、それ相応の炉のダメージは、発生するのではないかというふうに思っています。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

2年間の実績、概算で言いますけれども、平成17年度が86,000トン、そして、昨年度が82,000トン、そして、昨年の説明によりますと夏ぐらいから基準値をクリアできないという事で、発注仕様書の保証のところに関わって、メーカーが無償で全部直しますよというのが現実なんです。その意味で言えば、この炉はこの2年間に限って言えば、マックス年間1番元気で若い時に86,000トンであると言うのが数字で挙げた現実的な見方だろうと思うんです。そういう意味で私がこだわってるのは、普通ですね、機械というのは、例えばこのスピーカーは何ワット出ますよとそういう性能保証が書いてあります。1年します3年しますというふうに書いてあります。ただし、24時間1年365日使い、しかもなお温度は1,200度というふうに高い温度となっておる訳ですから、365日フル稼働する訳にはいかないだろうとそういうところで、いわゆる覚書のところでは安定運転というのを使ってあるんです。経済効率と言いながら安定運転とそれは常識的な話ですよ。私も1炉あたり100トン、3炉300トンをマックスで365日動かせるとは思っておりません。ただ、そここのところがどういう論議をされているのかと、これが本当の現実的な機械の能力な訳でしょう。そして、その能力が助燃材を使わざるを得ないとかメーカーが全て無償で修理をしなければならぬとかそういう時点になってきている。だからそういう論議は、されなかったんですか。質問の中でもやりましたけれども、私は当然ね、実際的な年間、あるいは耐用年数も含めた機械の能力というのは、協議をされて然るべきだと思いますよ。

○議長（中村敏治君）

誰か答弁を。

○管理者（吉次邦夫君）

議長、管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

私の方から答弁させていただきます。こういった計画書類がありますけれども、マクロ的に考えた場合ですね、だいたい当時ですね、私が平成10年頃ですね、この話が出た時にだいたいですね、1人あたり1キロぐらい毎日出る、1日ですね、1キロという普通です。だいたいそのような目安、それ以下になっておりますけれどもですね、当時2市15町で人口は26万人です。だいたい250から260出るのかなと、これは全然データ見なくてですよ。通常単に頭で描いて考えましてね。例えば250トンの場合ですよ、300トンであればですね、これはフルにぴしっとこうなった場合の話ですが、その場合には2基を半

年、3基を半年したら、だいたい250トンになりますね。年間平均ですね、そんな感じかなと思っておりました。正直ですね、ただ実際みてみますと200ちょっとでございますから、221という事で最終決まって、これに基づいてできた訳でございますけれども、そういった意味で基本的には2基であると、しかし場合によっては、点検、補修もしながらですね、そして1基を交代で休ませてそういった事もできるかなというような事が、頭で想像しておいた事でございますけれども、実際動かしてますと色々と整備すべき点も出てきたような事でございます。現実、今お話になったような事になっている訳でございます。今後ともですね、その辺はそういった事で整備点検もしながら2炉が基本でございますけれども、3基動かしながら市民のあるいは4市の住民のごみに対応しなければならないというように思っている訳でございます、そういった事で会社の方にはですね、いつも厳しく注文を付けてるような事でございますので、ご理解を頂きたいというふうに思っております。以上です。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

先程年間90,000トンのところで、台風時等々に備えてと説明がありました。普通、常識的に考えればですね、最大限の能力が年間フル活用して、これくらいですと、そして覚書の中にも書いてありますように経済的効率的に運転すれば、基準ごみによればこういう事になりますと、そうしてもう1つですね、それはその後に例えば2炉運転は、連続してこういうふうになりますと、1ヶ月なら1ヶ月運転して、この炉は休ませた方がいいですとか、そういうですね運転マニュアルか運転仕様書がですね、なからんばおかしいんじゃないかと思うんですよ。そんな今おっしゃるように行き当たりばったりで、それぞれ休めんばいかんけん休めるというのこそ不経済ですよ。そういうのは、無かったのかというふうにお尋ねをしてる訳です。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

申し訳ございません。一年間こうやって運転していくというような事で、今おっしゃられた通り1号炉は、何月から何月まで運転して2号炉は何月からするというような計画としてはございました。運転計画としてございました。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

そしたらこれも議事録の中にあった訳ですけども、17年度実績で申し上げればですね、3炉運転が261日うち14%の37日は3基で300トンを超えた日であるというふうになってる訳ですね。さらに1炉ごとの1日100トンを超えた日数は321日3炉ですね、だから平均的にいうと約100トンを超えた日が1基について110日という計算になりますね、単純に計算をすると、この能力から言えば、例えば3炉で300トンを超える事が、仕様書には明記をされている訳ですね、この37日という数字については、どういう評価をされますか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

17年度に300トン出た日数に対する評価という事でございますけども、必ずしもごみ処理量というのは、ごみ質、ごみの状態等にもよっても変わって参りますので、ちなみに18年度をみてみますと300トンを超えた日が13日ございます。1炉あたり100トンを超えた日が230日ぐらい確かあったと記憶してるんですけども、それからしますと17年度より18年度が状態が悪いのかといえれば必ずしもそうではない。だから単純に日にちだけの評価というものは、果たしてどうだろうかと思っております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

いいえ。私は、日にちになると思いますよ。ごみ質というのは、ほんならどういうごみ質で、平均的には17年度は、カロリーベースでいうと何キロカロリーだったんですか平均は。18年度は、何キロカロリーだったんですか。お尋ねをしたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ごみ質でございますけどもカロリーベースで申しますと17、18とも平均いたしますとほぼ2,000キロカロリーが平均的なごみ質というふうに今確認しました。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

そいじゃ、17年度18年度平均的には、標準のごみとしての2,000キロカロリーであったという事ですから、先程の答弁でごみ質がどうであったこうであったというのは、おかしな話じゃないですか。訂正して下さいよ。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ごみ質の先程申しましたカロリーの問題、17、18とも2,000キロカロリーと申しましたけども、ごみ質の検査は、毎年4回実施をいたしております。あ、年4回実施をしております、その中のあくまでもカロリーベースで平均でございます。平均でございますので、ごみ質は時期によって、例えば夏場あたりになれば水分が多くなるとか、そういったものもございます。ですから平均的にみますとだいたい2,000位で落ち着くんじゃないかと思っておりますけども、時期、時期については、非常に高い高カロリーと申しますか、高い質から低い質が入り混じっているというふうに思っております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

だから平均で考えんといけんのでしょうか。さっき具体的な18年度実績言われましたが、かなり落ちてますよね、能力としては、違いますか。そういう能力の検証と、さらにメーカーが仕様書にしたがって、この炉はこのままで行けば仕様書に明記された日量221トン、年間量80,665トンを基準量とし

て処理しきる事ができないという判断のもとに無償で契約書に基づいて修理をしてるというのが現実な訳なんでしょう。だから極端な言葉で言えばメーカー側は、今、発注仕様書に基づいた能力はこの炉にはございませんとするに認めてるのが現在じゃないんですかと、私は思うんですがいかがですか。

○議長（中村敏治君）

どうですか、今の質問に対する見解を。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

今、おっしゃられたように18年度の後半につきましては、処理量がですね、落ちております。概算ですけれども、1月で約200トンぐらいです。2月も200トンを超える190トンぐらいの処理状況になっております。そういう状況がある中で、メーカーの方からですね、手を入れたいというような事で話があつてるといふ状況でございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

だからそれは分かりますよ。私も昨年度の見ました。元気な時は、月に7,000トン、8,000トン処理してた月もあったようですね。最初の頃は、後になるにしたがった5,000トン、6,000トンという数字が増えて来ております。それで対処なさったんでしょうけれども、だからこの炉の現実についてお尋ねしてるんですよ、メーカーがいわゆる性能保証という事でただでしましようという事は、この炉は日量221トン、年間量80,665トンクリアーできる性能でないという事を認めた事になりませんか、できないからするんでしょう。他になんか理由がある訳ですか。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

全くその引渡しを受けた時点からずっとその状態が続いてると、全く221トン毎月出ないというような状況があれば、おっしゃられる通りかもし

れません。ただ、現実17年度には、86,000トンですね、という事で230数トンの処理をして来てるという事実もかたやあります。そういう中で今回、処理の力が月で見ますと後半、非常に200トンペースを下回る時が出てきてるといような状況が今回出てきたという事でございます。これが適正な例えかどうか分かりませんが、ちょっと上手い例えが思い付かないんですけど、やってみて調子が悪いという事で、手直しここをして元に戻しましょうという事、それが私どもが通常に使っただけでは、そうはならなかった筈の物ですね、それが無理をさせてはしってきたが為に、そういう事になったという事で今回メーカーの方が負担をするという事と理解しております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

17年度ですね、86,000トン分からん訳ではありません。しかし、18年度ですね、82,000トン、計画量からいくとですね、1,335トン年間のパーセンテージからいくとですね、何と1.7%位になるんです。初年度は、分かりますよ。しかも水処理関係や助燃材使用した上での話ですからね、この数字というのは、だからそういうところを加味して今回の修理が一体何だったのかと、1.7%ですよ、私自分で計算してみて、びっくりしました。こういう炉というのは、1.7%の年間の増加ぐらいで大変なショック、痛手を被るように設計をされてるんですか。そこが分からんのですよ。私は、確かに初年度86,000トンよく処理をして頂きましたよ。分かってます。しかし、まだ2年目ですよ、しかも計画でいけば最後の頃は相当なごみ量が増えるということだから、今後も大丈夫かという疑念がわくのは当然じゃないですか。もう一度ちょっとくどいようですけども、ご答弁を賜りたいと思います。

○事務局参与（高田徳一君）

事務局参与。

○議長（中村敏治君）

事務局参与。

○事務局参与（高田徳一君）

事務局参与の高田でございます。牟田議員、木村議員からもご指名があったようでございますが、松本議員さんのご質問に今までの経過も踏まえて若干ご説明させて頂きたいと存じます。処理能力は、ご承知の通り引渡し性能試験で十分実証をされている事を確認いたしております。計画ごみ量は、年間80,665トン仰せの通りでございます。先程から事務局長、総務課長とも申し上げ

げました通り、17年度は、約6,000トン上回った86,663トン进行处理いたしました、また、18年度におきましても82,258トン进行处理しております。ただこれは、7月10日の組合議会臨時会でもメーカーのJFEがご説明いたしました通り、昨年9月の台風襲来の際の停電等からみまして、機器にあらゆる所にその停電の影響で、影響が出た。その後処理能力が、詳細は先程総務課長が申し上げた通りでございますが、能力が落ちましたので、このままでは、26万人のごみ処理施設に支障をきたさないように今年度に入っていわゆる改修改善工事を是非やらして頂きたいという形で、現在着手をしておるといふ状況でございます。従いまして、私ども組合事務局といたしましては、冒頭申し上げましたように処理能力100トンの処理能力を3つ備えた立派な施設でございます。280トンを越える、1日280トンを越える月もっております。十分、対応できるとこのように思っておりますし、また仰せのようなプラント機器の欠陥ではないこのように思っております。途中申し上げましたように改善改修工事が見事に終わりました、色々ご指摘を頂いております。ガス代であるとか、電気代であるとか等の用役費のさらなる軽減、それから経済的な安定的な運転ができるように私どももメーカーと一緒に取組んでいくとこういふ決意でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○6番（牟田央君）

議事進行。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

今ね、高田参与という方が、答弁なさったようですが、非常勤の職員ですね、今までの組合議会で正規の職員以外、事務局長、総務課長、その他の施設課長の居る中で、事務局参与という非常勤職員が本会議で答弁した事があるんですか、どうなんです。事務局長が説明いきらんから、事務局参与が出て来て説明するような議会じゃつまらんじゃないですか、それは。議長、しっかり、とにかくね、あなたがやってもらわないと駄目なんですよ。事務局参与が答弁していいかどうか、私はおかしいと思いますよ。

（発言する者あり）

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

それはね、事務局長がきちっと調べるなりして答弁するのが当たり前でしょう。17年度、18年度、16年度参与を連れて来て、15年は、ああなりました、こうなりましたという答弁をするんですか。この議会は。おかしい話でしょ。議事運営上ね、詳しいから雇うのは結構けどもこの議会で事務局長が答弁できないから事務局参与が堂々と答弁するんですよという議会は、おかしい事務局体制じゃないんですか。議長、その辺ははっきりさせて下さい。

○議長（中村敏治君）

議会についてはですよ、諫早市でもですよ。出席員を求める事につきましては、色々要望、要請した手続きをして例えば関係する局とか、出席して答弁し出席されとる訳ですけれども、今回もそこまでちょっとこう私も思ってたんですけど、そのような取扱いがあつたものですから、参与にも答弁を求めたという事です。

（発言する者あり）

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

失礼します。総務課長です。私どもでちょっと説明が十分で無かったものですから、参与の方に説明を求めたものでございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

きちんとした答弁を現在の事務局の方でして頂くというのがね、この議会の私は、品位だろうと思うんです。であるとするならば相談をされるのは、結構です。しかし、責任を持って答弁をされないとならないのは、非常勤の方じゃない訳でしょ。そこんところはだから、もし相談をされるのであれば、現在の当事者の方がお時間を下さいと言って休憩して論議をしてかつての事は、詳しくございませんでしたが、こういう事であるという事を聞き、責任を持って答弁をいたしますと、これが在り方じゃないですか、正直言って議事進行と出して頂かなければ、あなたはどういう立場で答弁をされているのですかと私、お尋ねしようかと思ってたところです。今日、私、初めての答弁でしたから、だから次回からについては、どうするかについては、ここで結論は出ないでしょうから、私の気持ちとして、そういう気持ちを持つとるという事で、今回につい

ては、私は納めさせて頂きたいというふうに思っておりますが、他の方がどうか、確認した上でよろしければさらに討論したいと思っております。

(発言する者あり)

○議長（中村敏治君）

それでは、松本議員どうぞお願いします。今から質問するそうですから、どうぞ。

○1番（松本匠君）

監査委員さんにお尋ねをします。いわゆる天然ガス、液体酸素は、計算されておきませんが、そういう用役費、補修、改修が当初予算内に収まる為にごみの質、ごみの量、どうすればいいのか。メーカーサイドにも聞いて頂きたいという事を先程答弁をされました。ごみの質は、17年度も18年度も平均的でありますけれども2,000キロカロリーであるという回答でありました。だとするならば、ごみの質については、よっぽどの人間のライフスタイルが変わらない限り、或いは分別収集の在り方が変わらない限り、今のままでは、このままいくものと推計されます。その上でお尋ねをしたいんですが、それでは、ごみの量をどうすればいいのかという事の中に、これは私の感じ方でありましてけれども、現在の炉の状態では、もっと処置量を減らさなければ処理できないのではないのかというそういう思いがあられるようにも読み取れない事はありません。その辺をどういうふうに考えられた上でこういう文章の整理になったのかちょっとご答弁を頂きたいと思えます。

○議長（中村敏治君）

代表監査委員。

○代表監査委員（本村三郎君）

はい。例えば今のごみ質は、変わらないだろうという事ですが、それは、1年間なべて2,000キロというくくり方をすれば、そうかも知れないんですが、中にはやっぱり先程ちょっと出ましたが、水分が多いとか少ないとかそうしたらですね、そういう生ごみ、もしくは紙であったりプラスチックであったり、各々やっぱり性質が違うだろうと思うんですね、そうした事については、細かくデータを検証しないと出来ないだろうと思っている訳です。だから、具体的に例えば分別、こういう物、ちらっとカルシウムが溜まりすぎてという話もあります、例えばこういうごみが多いからこういう結果になってるんだと、となればこういう物を分別してとかですね、そうした問題として解決法が出てくるんじゃないかとごみ量で言えば例えば、他でもそうかとどうなってるのか分かりませんが、生ごみあたりを極力出さないと、インターネットあたりで検索するとそういう生ごみをですね、特別の電氣的な処理をしなくても、ちょっとしたなんて言いましょうかね、細菌あたりを使った、現実に私もちょっと買

って使ってるんですが、そうした事によってもかなり減らせるのではないかという思いもあるものですから、JFEの方と協議をした上です、ごみ質、ごみ量って何が違うんだ、何が問題なんだと量は一体どの程度減らせば、当初予算の範囲で収まるとそうした事もですね、議論されて大いに実のある事じゃないかなと思っているものですから、このような踏み込んだ意見を申し上げます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

そしたら、書かれた背景には、機械の性能、能力について言及された訳ではないというふうに理解しといてよろしいのでしょうか。その辺の関係がですね、文章だけでは、分かりずらかったものですから、あえてこの場で聞かして頂く事に私した訳ですけども、その辺も含めてご回答をお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

代表監査委員。

○代表監査委員（本村三郎君）

処理能力についてですね、今も色々議論されてる訳ですが、現実にごみを処理していかなければいけないという事がありますので、それはそれとして、現実的なごみ処理をしていくには、どうしたらいいかという観点から申し上げます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

なかなかちょっと分かりずらいんですけども、私も生ごみは、堆肥化しております。島原市のコンポストも持っておりますし、民間の中で今、長崎県の職員の中で取り組んでおります。EMによって生ごみを堆肥化していくと、農業等々に生かすとそういうのもしております。だからその辺については理解ができました。ただ、処理能力との関係の中では理解がしにくかった訳ですけど、それはそれとして今回は受け止めておきたいというふうに思います。2点目のですね、4市の構成4市による負担ですね、予算編成までは間に合わせたという事ですから、是非ですね、間に合わせて下さい。そして、南島原市、あるいは深江町、布津町の紹介をされましたが、島原市も確か申し入れ等々を

行っておる筈であります。さらに島原市の議会の中でもですね、合併によって本当に今、財政がひっ迫する中、これが検討をですね、なかなか答えが出て来ないというのはですね、非常に困ったもんだという考えもありますし、合併によって他市と比べてという訳ではありませんけれども、負担がですね増えていくというのはですね、やっぱ客観的ではないとある意味では人口、搬入量がですね、一番私は客観的な数字ではないのかという気がする訳ですよ、そういうところでの今度副市長会議というふうに答弁をされましたけれども、どのようにたたき台としてお出しになるつもりなのか、その辺をちょっとお聞かせ下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程管理者からの答弁にもございましたように、南島原から、その後も島原市長さんの方からも、また組合議員の方からも分担金の平等割につきまして、その取り扱いにつきまして、合併前構成市、実は17市町村ございました。それを基準に算定して欲しいという要望がありました事から、18年度から今日まで必要に応じて各市の部長さんにもご参画頂きながら、会議をして参ってきた訳でございます。その協議内容につきましては、分担金には建設費ですね、それと運営費、それと運転費、3つの勘定と申しますか種類でそれぞれ負担して頂いているんですけども、例えば建設費のみ平等割を現行4市でございませうけれども、4で割って負担して頂く方法、それと1番極端になりますけれども以前の17で割る方法とかそういった方法や3つの経費すべての平等割を17で割るとかそういった方法をかなり例を作ってお示しながら、協議を重ねる中におきまして最終的には14通り程度の案となりまして、組合といたしましてもその中の一つ建設費のみ17で割ることで残りについては4現在の4団体で均等に割る方法で提案を行った経過もございましたが、なかなか結論まで至ってないというところでございます。ただ最初の南島原市に係る軽減措置につきましては4市におかれても一定の理解を頂いてるものというふうに思っています。したがって、まだ具体的にどの案でどの方法でというのは、つまっておりますんですけども、その手前に必要な課長さん達との協議をしながら進めて行きたいと思っております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

いずれにしてもですね、合併という新たな事態が出て来た訳ですから、それによって不利益を被るという事が出来るだけ無いような形で取りまとめをお願いをしたいと思いますし、早急にご提示頂かないとですね、色々来年度予算にかけて問題もある訳ですから、その点を要望して私の質問を終わらせて頂きます。

○議長（中村敏治君）

これをもちまして通告された一般質問を終了いたしました。しばらく休憩をいたします。

（午後16時08分休憩）

（午後16時15分再開）

○議長（中村敏治君）

引き続き会議を開きます。次に、日程第5に入ります。議案第12号「平成18年度 県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第12号「平成18年度 県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」についてご説明いたします。

本案は、平成18年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算がまとまりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を受け、意見を付して議会に認定をお願いするものでございます。先に送付いたしておりました成果説明書によりご説明いたしたいと存じます。3ページをお開きください。

平成18年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額 29億8,338万6,552円、歳出総額 24億1,679万267円でございます。

歳入歳出差引残額 5億6,659万6,285円。翌年度に繰越すべき財源として8,601万4,101円が含まれておりまして、実質収支は4億8,058万2,184円となっております。

表1をご覧ください。平成17年度決算との比較でございますが、歳入総額、歳出総額ともに減少いたしております。これは、余熱利用施設工事が平成17年度までに終了したことによるものです。

次に、歳入決算についてご説明いたします。成果説明書の4ページをお開きください。併せて、決算書についてもページを読み上げていきます。決算書は7ページ、8ページとなります。

まず、1款 分担金及び負担金でございますが、決算額21億8,220万2,000円は構成市からの分担金となっております。

9ページをご覧ください。別表4でございます。ここに各構成市ごとの分担金額明細を記載しております。もう一度4ページをご覧ください。

続きまして、2款 使用料及び手数料でございます。決算額 1億8,747万5,182円となっております。

主なものは、ごみ処理手数料として1億8,745万5,620円。これは、組合本体及び東西両中継施設に直接持ち込まれた「ごみ」の処理手数料でございます。

次に、3款 国庫支出金でございますが、平成18年度はございません。

4款 財産収入は、基金預金利子で99万2,998円。

次に決算書は9ページ、10ページになります。

5款 繰入金は、ございません。

6款 繰越金でございますが、前年度繰越金として6億226万4,220円となっております。

次に7款諸収入でございますが、内訳は組合預金利子が歳計現金預金利子で54万3,608円。

雑入が、余剰電力販売料金48万3,891円、副産物販売料金61万4,588円、余熱利用施設上水使用量626万3,860円、建物災害共済金121万2,151円、及び臨時職員雇用保険料などその他133万4,054円で諸収入の総額は1,045万2,152円となっております。

最後に、8款 組合債でございますが、平成17年度で余熱利用施設を含む施設整備は完了しているため平成18年度はございません。以上で歳入についての説明を終わらせていただきます。

引き続き歳出決算の説明をいたします。

成果説明書の5ページをご覧ください。決算書は11ページ、12ページでございます。

1款 議会費でございますが、予算額156万8,000円に対し、決算額84万8,660円となっており、執行率は54.1パーセント、不用額は71万9,340円でございます。不用額の主なものは、議会の開催を見込計上したことによる報酬及び費用弁償の執行残となっております。

次に、2款 総務費でございますが、まず、総務管理費でございます。決算額は6,834万5,155円で、組合の管理運営に係る経費となっております。

予算額7,496万2,000円に対し、執行率91.2パーセント、不用額661万6,845円となっております。これは、施設清掃業務委託の入札執行残、職員手当の執行残などがございます。

次に、監査委員費でございます。決算書は13ページ、14ページ下段となります。決算額は28万5,491円。予算額85万2,000円に対して執行率33.5パーセント、不用額56万6,509円となっております。不用額の主なものは、委員の視察研修を予定しておりましたが、実施できなかったことによる費用弁償の執行残となっております。

3款 衛生費でございます。決算書では15ページ、16ページとなりますが、衛生費としては22ページ上段まででございます。

決算額は18億5,388万3,769円となっており、予算額21億4,738万8,000円に対する執行率は86.3パーセント、不用額は2億749万130円となっております。主な支出は、県央県南クリーンセンター液体酸素貯留気化装置設置工事、同クリーンセンター予備高温反応炉下部・均質化炉製作工事、シリカ除去装置設置工事、市道小岩線改良工事など投資的経費のほか、ごみ焼却施設の運転・管理経費、余熱利用施設の管理費などとなっております。また、不用額の主なものは、燃料費や施設点検整備補修業務、市道小岩線改良工事に係る執行残。そのほか東部並びに西部リレーセンターの運転管理業務等に係る執行残でございます。

なお、市道（小岩線・小豆崎古場山線）改良工事及び中田町ゲートボール場整備補助事業の合わせて8,601万4,101円を次年度へ繰越しております。これは、7月の議会臨時会でご承認いただいたものでございます。

6ページをお開きください。次に、公債費でございます。決算書では21ページ、22ページとなります。決算額4億9,342万7,192円は、一般廃棄物処理施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債の償還金元金及び利子で、執行率99.9パーセントとなっております。

最後に予備費でございますが、全額不用額となっております。

なお、別冊の審査意見書につきましては、7月30日に監査委員によります決算審査をいただいて、その意見書を添付いたしておりますのでご覧いただきたいと存じます。簡単ではございますが、以上で「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜わり、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第12号に対する質疑に入りますが、同一議題に対する質疑は3回までとなっております。よろしくようお願いいたします。質疑は歳入と歳出を区分し、まず歳入に対する質疑に入ります。その前に午後5時になりましたら

会議時間を延長いたします。それでは、まず歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

歳入の8ページの衛生費の分担金について、お尋ねをいたします。構成市の分担金、島原市が4億8,675万7,000円、以下南島原市までそれぞれ計上してあります。先程の一般質問の中で説明がありましたけれども、この決算で歳入になってるこの分担金の特に平等割、これはどうした計算でこの金額になったのか、それが一つ、それからもう一つは、特に平等割のところですけど17分の1で計算したと4分の1で計算した場合の比較、試算は出来ておると思うんですけど、最大その開きはどれ位になるのか説明をして頂きたいと思えます。議長ごめんなさい。3回までしたね、もう一つ、歳入。

10ページ、副産物の販売量61万4,588円これの内訳をですね、スラグ以下、工業塩、その他ずっとあると思うんです。その内訳を説明して下さい。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

まず、分担金でございます。先程、局長の方からご説明しましたとおり、建設費、運営費、運転費という事になっております。このうち建設費等につきましては、総額で2億3,502万円これが総額になります。このうちの20%が平等割という事になります。そうなりますと4,840万円これを4で割ってそれぞれ市が負担している事になりますので1,210万円ずつと、これが建設費でございます。同じく運営費も同じような考え方になります。平等割と人口割20%80%で運営費の総額が3億6,418万2,000円となりますので、この20%で7,500万円この4分の1ずつとなりますので、1,875万ずつになります。運転費です。総額15億8,300万円この20%これは平等割と処理量割20%と80%、80%が処理量割になります。ごみの量です。平等割は、3億1,660万円これを4分の1で、それぞれ7,915万円という事になります。これを合計する事になりますので、ちょっとお待ち下さいませ。合計いたしますと平等割の合計が1億1,000万円になる

かと思えます。

○議長（中村敏治君）

先程の説明の数字をもう一回という事です。

○総務課長（今里良二君）

1億1,000万円でございます。平等割の合計でございます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

副産物の販売量についてですが、スラグが5,659トン、工業塩が1,333トン、金属水酸化物が608トンで、販売金額が614,588円となっております。スラグについてはですね、トンあたり100円でございますが、他の部分はですね、メーカーの方から単価を公表しないで欲しいという要望が出ておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

だからね、ここは議会ですよ。決算書のね、中身のその積算についてね、メーカーから頼まれてるから公表できないでね、そういう事はないでしょう。何と言ってもこの議会にはきちんとね、まず議会で内容をきちんと説明するというのがまず優先せにゃいかんでしょ。何でメーカーから公表してくれるなという事をまず貴方言うんですか、まず議会でね、この決算のこれどういうふう事になってるんですかという質問が出ればまず説明せんばいかんでしょ。明らかにせんといかんでしょ。議員の説明よりメーカーのそういった要望を優先させるんですか。そこんところ一つ。ちょっと待ちなさい、次、3回しか出来んのだから、負担金のところ、先程の一般質問の中でね、負担金、特に平等割については色んなその方法があつて最終的に確定していないと予算の時までにね、その確定したいという説明がありました。4分の1で計算した場合と17分の1でした場合の開きがあるという事でした。ところがこの決算では、もう既に20%の平等割については4分の1という事で計算をされてるんですね、これはもう実際の合併後の数で、そういうふうになされとると思うんです。そうしますと先程の一般質問の中で説明をされた17分の1と4分の1の20%のね、平等割の取扱いに開きがあるので、そこんところは検討したいという説明があ

ったんですけども、その関係はどうなるのでしょうか。この決算書ではもう既に4分の1で計算をしているという事でしたけど、これも見直すという事になるのでしょうか。その辺説明をして下さい。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

分担金の18年度の処理という事だと思っております。協議といたしましては、引き続き協議をしております。ただ、規約、現在ある規約ですね、これに記載をしておりますのは、それぞれの構成市の数で割る事になっておりますものですから、今の現状はその規約の中で処理をさせて頂いております。それで昨年18年度中にですね、早めに結果を出して19年度の予算に反映したいという事で、して来たんですけども、それでも結論が出ずにちょっと持ち越してしまっているという状態でございます。そしてこの件について来年度20年度の予算までには方向性をつけたいという答弁をさせて頂きました。その協議の中で、過去の分までまた遡って精算するかどうかはまた別のお話になるかと思っております。以上でございます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

スラグの単価につきましては、スラグが100円という事でこの部分が大半を占めております。あとの部分は、極少額という事でメーカーの方が他との取引に支障が出るのでという事で公表を控えて頂きたいという事ですが、スラグが大半という事であとの部分は推測という事でご理解頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

それですね、分担金のところについては、今の協議分かります。それでね、お尋ねしたのはですよ、20%については4分の1の合併後の自治体数で割って計算しましたという事ですよ、だからここんところで尋ねたのは17分の

1で計算した場合と4分の1で計算した場合、当然こう差が出てくる訳ですね、その差が最大と最小でどうなってるのかという事もさっきお尋ねしたんですけど、そこんところをお聞かせ下さい。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

申し訳ございません。平等割の考え方は、いくつもあつた訳なんですけども、3つの費用、建設費、運営費、運転費この3つの平等割、この3つ分をすべて17分のにした場合ですね、この時が一番大きくなる自治体は7、100万総額で増えます。減る自治体は5、800万減る事になります。一番動かないと思われるところは建設費、ただこの建設費は年度ごとで額が違って参ります。償還、皆様方にお送りさせて頂きました償還表の額によって参りますので、来年以降が一番高くなって参りますけども、この18年度に計算した時には増えるところが780万程度、減るところが640万程度というような動きになります。以上でございます。

○議長（中村敏治君）

他にありませんか。他になければ、これをもって歳入に対する質疑を終結し、歳出に対する質疑に入ります。

○議長（中村敏治君）

それでは、歳出に対する質疑に入ります。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

歳出のですね、16ページですね、一般質問に出ておりましたけれども、燃料費、ガス、3億6,260万、それに電気代ですね、2億7,000万、これは昨年度も3億2,000万のガス代と電気代が2億387万と毎年毎年こう大きな助燃材とか電気代が出ております。今、焼却炉の性能かれこれの問題が出ておりましたけども、80,665トンはクリアーしながら燃やしよる、苦労はしながら、こう助燃材を使いながら、それを性能を發揮させる為にはこのように多くの助燃材、天然ガス、LNGそれとまた企業が負担している液体酸素、これいくらか分からんという事でございますけども、このようなやっぱり助燃材とか電気代を負担しながら、これは3年後性能保証の中で精算しなお

すという事でございますけども、これは企業が持つのはおそらく契約をした80,665トンこれをオーバーした部分はおそらく持たないと思っております。おそらく仕様書の中にもそう契約書にも書いてあるんじゃないかなと思います。要するにJFEは、年間80,665トンの性能は維持しますよとそれ以上86,000トンとか何千トンもオーバーした場合は、その保証はおそらくこの組合が払っていかなければならないんじゃないかなと思っておりますけど、3年後精算見直しと総額すれば相当10億以上の金額になると思いますけども、その点どう、3年の見直しで大丈夫ですかね、これもずっと3年毎に保証内容に見直し2年間を実績を踏まえて両者で見直しをすると大変こう不安定な要素がこう含んでいるんじゃないかと思っております。これは天然ガスと電気代も合わせて、用水も合わせてその中に含まれるという事で理解していいんでしょうか。お尋ねをいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

当然用役費でございますので、電気、水道、ガス、3つとも入っております。それと3年毎の精算という理由でございますけども、3年毎の精算につきましては用役費の保証においてごみ量とかそのごみ質によって、年度毎に用役費量の増減が出て参ります。この為に中長期3年の精算となったものでございます。以上でございます。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

3年間、ただいま、ごみの質と何べんもこう出た訳ですけど、ごみ質、今、全部2,000キロカロリーは、出ているんだという事でございますけども、おそらく量を主体に考えてこられるんじゃないかと思っております。監査委員さんにちょっとお尋ねいたしますけども、3年後精算して見直すと、監査をする場合不安定な要素が一杯あるんじゃないかと、どうでしょうか。監査委員の意見として例えば、今、組合が負担して6億どんくらいそれを2年ですかね、それを3年後見直すとどういう収入が入ってくるか分かんたと監査委員としてどういう感じでしょうかね。3年後精算し見直す、年度年度決算をしていくのがだいたい組合でございますけども、監査委員の意見としてはどのようにとら

えられておられるのかちょっとお尋ねします。

○代表監査委員（本村三郎君）

監査委員。

○議長（中村敏治君）

代表監査委員。

○代表監査委員（本村三郎君）

確かにおっしゃられるところがあると思いますけれども、そういう契約になっているものですから、定かにと言いますか、きちんとですね、どういう形で内容見直すとまで、私は聞いておりませんが3年間の稼働状況を見て、4年目以降についての事だと思っんですね、そうなれば当然、年度毎に決算が確定しておりますので、そういうつもりで拝見しております。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

ありがとうございます。この施設を作る時には、例えば資源化物の再利用と謳い文句ですね。ここにも書いてありますように精製合成ガスでの発電と、こういう謳い文句でこれは作られた訳でございます。しかし、電気を買う、2億7千5百万ですね。これを電気がおきなくて、それ位足らんで買いよつと。これは現実ではないかなと思っております。それと余電を販売とここに載っております。電気ですね。余剰電力の販売料と。本体は買いながらその余剰電力の販売ということはどうなっているのかお尋ねをいたします。もう最後ですのもう一つ、今、副産物の販売をですね、これは61万4,000円ですね。しかし、それを処理するのに、その61万に変えるのに1,522万5,000円の経費を掛けて61万の副産物を処理をしようと。この施設を作る時には、最終処分場が要らないと。スラグとか色んな出てきたメタルとか全部、金になるんだと。そういう説明を受けた私、記憶があるんですけども。それより最終処分場を造って、そこに埋めとった方がましじゃなかったかなと。この61万位をするのに経費が1,522万5,000円掛かるという理由、おそらくこれは日本のどこか遠い所に運んだり特殊もんだから、大変な処理経費が要るんじゃないかなと思っております。再利用じゃなくして再処分じゃないかなと思っておりますけどいかがでしょうか。もう3回目ですのでお願いいたします。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

電気の発電と販売の件についてお答えいたします。確かに売りながら買ってというような結果になってしまっております。ただ、現実にはですね、発電の状況というのは日々変わってきております。併せてその使用電力というのも当然ある訳でございます。その分岐点を行ったり来たりするというようなことでございます。ですので、瞬間的に発電の方が多き時が起きる。例えば、家で太陽光発電とか使ってる所もあろうかと思うんですけども、そういう場合にも買いは買いながら売りはするというような状況になります。はい。そういう状況になります。ですので、実際に発電した分は使ってはおります。使ってはおりますんですけども、余る時が少しあると、結果としてはですね。で、そういうことで48万相当の売る瞬間があるということでございます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

再資源化管理業務委託料として1,522万5,000円あがっております。これはおっしゃるとおり、搬送費用でございます。遠くは倉敷、福岡辺りに運んでおりますので、その搬送料ということで、その業務だけと再資源化の販売だけで見ると非常に差があるんですが、ごみ処理の過程で発生する副産物の再資源化という観点から見れば必要な経費ではないかなと思っております。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。牟田議員。

○6番（牟田央君）

まずですね。成果説明書の1ページにですよ。組合設立の経緯とあるんですが、その中で、全連続式焼却施設への転換や広域的なごみ処理とリサイクルの推進、更に、効率的な廃棄物処理のための、処理の推進のため、ごみの広域処理の必要性が示されたとか、いわゆるこれ、効率的でね、安くあげようと一生懸命努力をした訳ですが、1年、2年経つうちに本当にこの施設が市民の為になってるのかということが、問われてるんじゃないかと思うんですね。さあ、ダイオキシンだ、ダイオキシンだと言ってダイオキシンの為にいかに多くのお金をつぎ込んできたかということですよ。それで、まず、燃料費が3億6,260万2,452円。で、17年度から比べれば幾ら増えたのかということですね。で、光熱費も2億7,685万4,611円ですが、17年度と比べたら幾ら増えとるのかということとかですね。土地をなんか購入しとる、用地

購入費とってね、これ18ページですよ。277万2,524円と書いてあるんですが、これは一体どこなのか。面積は2,029.15平方メートルという具合に25ページには書いてあります。適正なお金なのか、どうなのかというのね、単価を示してもらいたい。まず、第一問はそこです。

○議長（中村敏治君）

答弁求めます。答弁。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

まず、一点目の用役費の17年と18年の比較でございます。燃料の総額、決算額の比較をいたします。そうしますとガス代につきましては、約3,385万円の増となっております。電気代につきましてはですけれども、こちらが7,183万円、約ですね。7,183万円の増となっております。ただ、電気代につきましては、昨年度は11ヶ月となっております。17年度は11ヶ月、18年度は12ヶ月となっているところでございます。この件については、以上でございます。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

先程の用地の取得のことですけれども、これは地元還元事業に係る用地の取得でありまして、市道小岩線の方が面積として山林を1,465.23平米買っております。単価は平米当り1,350円です。それともう一つ、市道小豆崎古場山線の方がこれも山林原野ということで、588.49平米買っております。単価は同じく1,350円でございます。以上です。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

質問の主旨に答弁がなっていないようです。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

事務局、暫くかかるかな。答弁をちょっと保留しまして次の質問をお願いいたします。牟田議員。

○6番（牟田央君）

じゃあですね、今、総務課長は数字の増加を言ったですね。17年度は11ヶ月と言いながら、8万6千何トンな訳でしょ。18年度は82,000トン

に下がるとる訳でしょ。なんで増加しとるんですかということですよ。増加の原因は何なんですかという事です。ごみ量、ごみの処理量は少なくなっているながら、なんで費用が高くなったのか。それともう一つはですね、運転管理委託料というのが、これも18年、17年に比べれば18年下がってますよね。それから点検整備補修業務委託料、これ今16ページなんです。これも下がってますよね。下がりながら、なんで燃料、その他が高くなったのかということですよ。それと今、平成11年に計画では上水道費は1トン当たり176円の計画だった訳ですね。燃料費1トン当たり208円、資材薬品費1トン当たり974円、油脂類費1トン当たり36円、これとの比較をね、17年と18年として下さい。何十倍もの経費を掛けて、こんな事業が本当に必要だったのかというね問い直さなければいけないんですよ。建設費だって19億円も高く買い、用地費だって売買契約書さえ頼めばいいのに代理業務頼んで、また多額の手数料を払い、燃料費だって計画よりもはるかに何十倍もする燃料費、その他、使いながら本当に必要だったのかということをおね、問わなきゃならない議案なんです。ほんの17、18の2年間しか経ってない、じゃあもうお先真つ暗じゃないのかという気がするんです。さっきの数字言って頂いて説明して下さい。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

用役費の件でございます。まず、ガスでございます。こちらにつきましては、おっしゃるように決算として3,300万、先程申し上げたとおり額が多くなってきております。この分につきましては、量、こちらの使用量としましては、申し訳ありません。申し上げられない形になりますけども、17年度と比較しますと400トン程、使用量は減じております。ただ、単価が高くなってきた為にそれだけ金額的には多くなってきております。それから電気代でございます。11ヶ月と12ヶ月の差もありながらも、多くなってきております。この点につきましては、発電のエンジンが不調の状態が年度後半、続いておりました。その関係で発電量が下がってきております。この分については、年度明け4月に修理が済んでおるところでございます。

（発言する者あり）

○総務課長（今里良二君）

トン当たり、ちょっと計算をさせて頂きたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

もう一つありますね。他にございませんか。木村議員。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

はい。そうですよね。

○7番（木村和俊君）

二つお尋ねをいたします。一つはですね、16ページの燃料費、まあこれは中身についてはね、天然ガスだということですけど、3億6,260万2,452円ですね。まあこの中身について、これについてね、先程ずっと説明これまでもあったように3年間の実績を見て4年目に見直すという取扱いになつて居る訳ですね。私、そういう取扱い、先程もあつてましたけどね。この予算とか決算の取扱いはね、その年度の歳入、歳出はその年度できちんと区切りをすると、これは自治法で定められたね、会計年度独立原則のね、基本的な原則なんですよ。ところが、そういう形で3年間の実績を見て4年目に見直すという事になるとね、会計年度が独立するどころか、4年間ずっと継続して4年目にね、前決算しとったのが、また見直されるということになる訳ですから。これはそういった予算、決算の原則からいってもね、私はまずい処理の方法だというふうに思いますのでね、きちんとした取扱いに改めるべきだというふうに思いますので、その業者との取り引きがね、そっちを優先させるなんてね、本末転倒なんですよ。やはりきちんとした、そういったね。自治法その他にきちんと適正に沿ったような処理をするというのをまず前提にして、それに併せて業者との話をするというふうにしなないとね、言うてみれば、業者の都合で本来のそういった自治法に定められた原則さえ無視するというような予算、決算の立て方はね、私はまずいというふうに思いますので、管理者のご意見をお聞かせ下さい。それから二つ目はですね、18ページです。液体酸素の貯留気化装置設置工事費の3,800万であるとか、予備炉の建設費6千9百云十万であるとか、合計1億9,477万5,000円が決算でね、出されているんです。これは組合の支出ですよ。もともとこの施設は発注した時は性能発注なんですよ。設計図に基づく発注じゃないんです。組合はメーカーに対して、1日300トンのごみを処理する施設を作して下さいと。設計、その他は全部受注者の責任でやって下さいというそういう性能発注で事は進められてきたんです。ですから、発注仕様書の契約書の仕様書の中でもこの施設の性能を発揮する為に必要な施設その他、改修その他、これは全部受注者の責任でこれは負担をするというふうに明記をされているんです。にも関わらず、こうした色んな追加の施設の費用をね、組合が出すというのはね、メーカーとのそういった契約にも私は反するし、当然、そういう性能を発揮させる為に必要な施設であるなら

ば、ちゃんと当初の契約どおり、受注者の責任で負担すると、これは当然の筋なんです。契約書からいっても。どうして組合が負担をせんといかんのですか。その辺、説明をして下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

最初のご質問でございますけども、用役費の精算につきまして、本来であれば単年度、単年度、1年、1年の精算がというお話がありました。で、その保証の問題でありますけども、あとメンテナンス、維持管理補修に係る部分についても同様の取扱いをいたしております。当然、メンテナンスにつきましては、1年目と2年目と3年目については、施設の状況が異なって参りますので、やはりどの程度が一番妥当か、適当なのかということもあって、そういった中で3年を設定したのは、メンテナンス費用の増加傾向が3年周期であったことから3年として精算したものであるということ、それと併せまして用役費の精算につきましても、3年というふうにしたと確認しております。

（発言する者あり）

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

単年度の主義、十分理解できるんですけども、当該年度というのは、精算は出来ません。決算も固まっておりますので。従いまして、最低、一番短くしても、1年毎、精算した上で翌年度に返還と申しますか、負担して頂くという覚悟もありますので、それを客観的によりきちんとした数字に固める為に3年毎というふうになって、そのこと自体が当然、一定の協議、計算した上で17年度分、18年度分、19年度分ということで、多分今の状況からすれば、20年度になってから入ってくるような事であるんじゃないかなと思うんですけども、このこと自体が予算の単年度主義に抵触するというふうなことは考えておりません。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

単年度、単年度で予算組んで、そして決算しますよね、最終的にこの計算上、3年分をですよ、3年後に精算してその分はその時に返ってくる。それをその年度に受け入れるというのは、別に予算の単年度主義に違反していない。それはそれでいい訳ですよ。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

18年度とこの予算との違いという事でございますけど、組合の方で行った18年度の工事につきましては、計画ごみ量が年間80,665トンでこの段階で搬入ごみ量が5,000トン程多いという状況でございましたので、計画量より多い処理をするために、安定的な処理能力を維持するために追加工事を組合の負担で実施をしたものでございます。今回の工事につきましては、保証工事という事でJFEの負担という事になったと考えております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

そんなこう不真面目な答弁はやめて欲しいんですよ。あのですね、この性能発注のね、まず300トンの処理能力のある施設を造るとというのが大前提なんです。300トンの処理をする施設を造ってくれ、あとの設計その他は受注先でしてくれという事ですよ。本来だったら300トンの処理能力を発揮せんといかんのですよ。今、貴方はね、予定よりごみの量が増えたからそれに伴う為にこういう追加施設を組合が負担したと、とんでもないよ、本当だったら、契約通り300トン能力が発揮できるように受注先の責任でしなさいというのが、組合の立場でしょうが、300トンの能力が発揮出来てないんですよ。何がそのごみの量が増えたからそういった追加施設を組合が出すだと、とんでもないね、そういう答弁は止めて欲しいんです。本来だったら、貴方はメーカーに対して何で約束通り300トンの能力を発揮しないのかときちんと約束どおり性能発注した300トンの施設にしてくれというのが、貴方達の立場でしょうが、さっきの答弁は取り消して下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

あくまでもここの施設の計画規模というのは、221トンの80,665トン、そのために最大能力が300トンの施設能力の施設を造ったという事です。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

もう3回目だからね、ほんと真面目な論議をやって欲しいんですよ。私は一般質問の中で、221トンこの契約は2炉運転を前提にしてのメーカーとの約束ですね、はいそうですとあとの1炉は、いざという時に予備で取っときますというのが当初の計画でしたとそれに基づくのが運転計画が221トンでしたと貴方達に確認したんですよ。ですから私はあと221トンをオーバーした分は1500ちょっとですから、300トン処理すれば6日もかからずに処理できる量ですから、でしたら221トンを貴方達が言うにしてもね、そしたらあと1炉の点検用にとっている炉を動かせば6日足らずで全部処理できるという事になりはしませんかという事で私は一般質問したんですよ。貴方は答弁できなかったけれど、あくまで221トンうんぬんと言ってもそれは回答にならないんですよ。先程の質問と答弁に戻りますけれどね、何もかもごみがたくさん集まった事に理由付けするような、貴方達のそういう姿勢がいけないと言ってるんです。本来のこの施設の発注は、あくまでも300トンの能力を発揮する施設を造れとあとの設計その他は受注者でしなさいと、もし能力が発揮できないようだったら、追加施設が必要ならば受注者の責任で全部しなさいと明記してるじゃないですか。にもかかわらず組合で負担するのは何事かという事を私は言ってるんです。答弁して下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

私どもは、能力の問題につきましては、能力は221トン80,665トンでそのために1炉当たり100トンの能力を持つ3基で処理をしていくというふうに理解しております。今回18年度に工事をして参りましたが、これはあくまでも当初の計画よりごみが多かったという事と例えばシリカ除去装置がありますけれども、当初のシリカよりの大変濃度の高いシリカ層が付着する事によ

る炉の損傷を回避するためにそういった施設を追加したという事です。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

それぞれ監査としての議論は、避けたいと思うんですけども、記録だけ欲しいんですから出して頂ければと思うんですが、今、電気代、つまり燃料費のガス代含めて17年から18年、19年度まで月々電気を発電する発電の能力が2,000kw～5,000kwまでぐらいで推移しているという事を聞いております。ですから、施設を改善する事によってその発電能力を高めていけば、電気代が下がって行くだろうという事を期待をしているものですから、今後期待をする意味で、今までの最大17年度に燃やしたごみの量が多かったと聞いておりますから、その月々のごみの量と電気代、それからガス代がどれ位かかったのか、という事と性能が悪くなって改良に至った時の発電の量等が問われると思うものですから、その月の発電量、ごみの量、それからガスが必要とされた月々の料金ですね。それを今じゃなくても結構ですから後で出して頂いて、今後期待をしておるものですから、出して頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今の件でございますが、十分検討をして資料を準備させていただきます。

（発言するものあり）

○議長（中村敏治君）

施設課長。牟田議員の答弁の件を。

○施設課長（坂本昌晴君）

牟田議員さんのご質問にお答えします。用地の単価を決めるにあたりましては、諫早市の用地対策課と協議をいたしまして、周辺の用地買収額を参考にし決定しております。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

用役費のトン当たりの経費でございます。天然ガスという事で1トン当たり3,799円17年度です。18年度4,407円。それから電気でございます。電気代が17年度1トン当たり2,353円、そして18年度1トン当たり3,352円。1トン当たりでございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

質問ばかり聞いて答弁飛ばしとったでしょう。貴方、そんな進行の仕方しよったんじゃないですよ。第1問目からいきますかね、それは、諫早市の用地対策課と相談したと言うんですが、本来はきちっとその土地の評価をしてね、買うべきなんですよ。諫早市の土地も評価して買うんですから、ただ諫早市と相談して買うという事じゃいけないでしょう。評価委員会なんなの意見も参考にしながら買った方が良くないじゃないですか。そしてね、高いと思いませんか。現に、だからいつも言ってるように土地はね、適正に買わないと全部住民負担なんですね、その次の保証関係でも言いますが、市民の大事なお金を使うという意識をしっかりとくんといかん。いいですか。2番目にいきますが、燃料費208円、平成11年の計画額なんでしょう。言われたのが4千いくら、先程から議論に出てましますように20倍も高いような施設になってしまったんですね。それから電気代これも、あ、水道ですね。水道が176円が、これも10倍も、20倍にもなってしまう訳ですね。建設する時には、非常に安くなりますよ、市民の負担が軽減されますよと言っておきながら、実際運転してみると計画通りどころか、何十倍という市民負担で行ったこのずさんな計画、はっきり言ったら、ダイオキシン、ダイオキシンと言ったずさんな計画、延々と20年間以上続く訳ですよ。それからこれは、きちっと電気を起こすプラントも当然造つとる訳です。ガスもきちっとそこで作るような、施設になつとる訳ですよ。普通の市民から考えれば、300トン、365日で考えてみんですか、109,500トンそがんも燃やさるつとばいねと市民に貴方は、そういう説明をしたんでしょ。間違いないですよ、今になってみると221トンの炉なんですよとそんな市民を馬鹿にしたような答弁はね、受け入れられませんよ。そがん意見に従ったこの施設をなんで造らなければいけなかったのかという事ですよ。運転管理委託について聞きます。何億円もかけて何でJFEにお願いしたんですか、先程のリレーセンターだつて中身一緒ですたい。JFEの計画に従ってしないと性能保証ができない。いくらしたつて性能

保証できんですたい。修理、修理、修理ってずうっと修理せんといかんですよ。その20年間の修理費用いくらですか。答えて下さい。

(発言するものあり)

○議長（中村敏治君）

時間がかかるようですから、一旦休憩いたします。

(午後17時25分休憩)

(午後17時36分再開)

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。答弁を求めます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

20年間の修理費用ということでございますけれども、すいません、こちらの方の手元にありますのは、その計画時点で把握したものですけれども、これは15年でございます。15年で約38億というふうになっております。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

これで3問目に入る訳ですがね、今の資料は提出出来ますね。ずっと計画的にどこをどういう具合に修理して、15年間で38億という、当然プラントを造る時にはね、そういう具合に計画的に修理が必要ですよと、そして、突発的に出てくることのあるから今回のようになる訳ですよ。15年の計画的な修理費を作った表がある訳でしょ。そんなの無いと、あんたプラントは上等なのは造られんとですよ。常に計画的に修理をし、保守点検をし、そいで寿命を延ばしながら焼却していく施設なんですから。で、今ね18ページの所でね、例えば、液体酸素貯留気化装置設置工事とかね、予備高温反応炉下部・均質化炉製作工事とかね、シリカ除去装置設置工事とかはね、とりあえず組合が負担しとるといのが本当じゃないんですか。今までの答弁のように80,665トン以上だったから組合が負担する事じゃおかしいんですよ。組合が、とりあえずお金を出しとるといのでないとすべての論議が221トンを超えたからというのは市民が納得しません。JFEと組合が共同、協議をして市民をどんどん費用のかかる様な方向に持っていこうとすることは相成らん訳ですよ。そうでしょ。だから、JFEの責任を迫及する為にとりあえず17年、18年、19年のこの18年の施設は組合がお金を負担ですよという説明じゃないんですか。

そこら辺のきっちりした説明をして貰わないと後の論議が、諫早市はJ F Eから騙されとっとじゃという話になるんですよ。答えて下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

昨年、実施いたしました三つの工事でございますけども、これにつきましては、先程から説明しておりますように、ごみ量が増えた、その為に施設の能力の増強を図る必要があるということで、組合負担で建設したものでございます。

○議長（中村敏治君）

他にありませんか。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

先程もですね、一般質問の中でちょっと確認をした訳ですけれども、ろくな回答がきておりませんので、お尋ねをしたいんですけど。17年度、3炉運転、261日しております。これは議会答弁ですね。そうすれば261日でありますから、約100日にわたっては炉は1炉は休止していると、どの炉が休止しているか分かりませんが、そういう計算になる訳です。とすると、この100日、休止することによって炉の負担というのは、かなり軽減をされるというふうに思われる訳ですね。そういう中で、86,000トン、17年実績で処理をしたというふうに現実はある訳であります。そうするとですね、さっきから分かんのが、1炉、1炉、100トンの3炉で300トン、365日稼働する訳ないというのは私も分かるんですよ。さっき言ったような理由で1200度の熱を持ちますし、通常、休み休み機械をどこかしながら効率的に使っていくというのは分かるんですけども、この100日の余裕がある中で86,000トン処理をされとる訳ですけども、これでなんで3炉、三つの工事をしなければならないのかと、十分休み取ってるじゃないですか。そして、更にですね、機械、稼働した時にちょっと無理すれば86,000トン、処理能力持ってるんじゃないんですかと。90,000トンという話もありましたよね。これをした事によって、最大限無理すれば90,000トンという話もある訳ですから、86,000トンというのは可能な数字であったというふうに私は理解してる訳ですけども、そこんこはどうか。だとするならば、

この三つの工事というのは組合負担ではなくて、これはメーカーがしなければならない負担になってくるんじゃないんだろうかと。だから私さっきからずっと聞いてるんです。処理能力とは一体何なんですかということ。そこんとこよく理解できませんのでちょっとしつこいようですけども、もう一回きちんとした答弁を頂けませんでしょうか。

○議長（中村敏治君）

えっとですよ、松本議員さん。これ質疑でございますので今の内容についてはですよ、一般質問的な内容ですよ。

（発言する者あり）

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

（発言する者あり）

○事務局長（金原憲昭君）

今のご質問につきましては、当然、組合が負担すべき工事というふうに我々理解しております。

○1番（松本匠議員）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠議員）

そして、なおかつですね、説明が全然されとらんのは年間、大体運転してどれ位処理する事が出来るのかというのが全然示されてないんですよ。機械をちゃんと効率的、経済的に使って行って、総額ですよ、年間の。一日当りは分かりましたよ。年間の処理計画も分かりましたよ。処理計画と処理能力は別なんですよ。そこが全然理解できない。だから、組合が出すべき性質の物なのか、メーカーがこれはちょっと炉に問題があったから考えんばいかんという性質の物なのか。この3炉の工事についてはちっとも分からんのですよ。そして、更に3炉運転で300トン達成されてるのは年間37日間です。通常ですね、1日300トン処理出来ますよと言ったら365分の37なんていうのは誰も考えないですよ。これがマックスな訳でしょ。現実的には、今までやった。次の年度は落ちてるじゃないですか。だから、ちょっと無理すればどれ位、処理出来て頑張ればさっき90,000トンというのは分かりましたよ。その代わり炉が傷むでしょうと言う話でしょ。そういう話をもっと丁寧にして頂かないと、この費用に関して組合が払うべきなのか、メーカーに負担して頂くものなのか、

判断根拠を我々、持つ事が出来ないじゃないですか。それを論議して無いという答えだったから、どう考えればいいんですか私達は、確認もされてない訳でしょ、さっきのあれだったら。なんで確認しないんですか。すごく単純な問題じゃないですか。もうちょっとね、丁寧な説明をお願いしますよ。

(発言する者あり)

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

すいません。300トンと221トンとの関係かとそのように受け取ったんですけども、施設の規模が300トンに決まったというものにつきましては、年間の処理量221トンございます。これにつきまして実稼働率ということで、この実稼働率といいますのは365日から約85日程度の補修がかかるというようなことで、稼働率というのはその日にちを割りますと0.767の稼働率だということの計算がございます。そして、併せまして調整稼働率といいます、それ以外に緊急の停止もあるかもしれないということで0.96というのをかけるようになっていきます。実際の計算式としましては、221割る0.767割る0.96というようなことで計算いたしまして300という数字が出て参ります。これがそういう稼働をすると、ですから365日、丸々ではないとおっしゃって頂いたんですけど、その通りでございまして、動いていくとした時に221トン进行处理をすれば300トンの炉というようなことになっております。

○1番（松本匠議員）

議長。

○議長（中村敏治君）

はい、松本議員。

○1番（松本匠議員）

前の数字を言われて、急に言われたんで頭がなかなか作動をしないんですけども、そういう計算式も私初めて聞きました。じゃあその計算式に基づけば年間ちょっと無理すればどれ位の量が処理出来るのか。何回も言いますよ。処理計画と処理能力は別の問題なんです。計画と言うのは平均してこれだけさばけば出来るでしょうと、しかし、機械の能力とはそれを超えとかんと話にならない訳でしょ。それがマックスだったらそれ以上のごみが来た時にはどうにも対応出来ない訳ですから。そこんこの関係がどうなってるのかという事を繰り返し聞いてるんです私は。だから、こういう3施設を作らば、仮にですよ

86,000トン、これはちょっと無理をすれば年間としては処理できますと、ただ、耐用年数としては考えてみて下さいよというふうな次元の問題なのか、いやいや86,000トン、とんでもない数字ですと90,000トンもありましたけどね、そういう数字なのか、さっぱり分かりません、正直言って。論議もされて無いと言うことですから。数字は分かりました。もうこれで3回目になりますのでね、もうちょっと私達が市民の皆様方に、私の場合、島原に帰って島原市議会の皆様方にお叱りを受けない程度の説明をして頂きたいと思えます。

○議長（中村敏治君）

答弁ありませんか。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

他になればこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第12号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論に入ります。討論の方どうぞ。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

今度の決算についてですけど、私この18年度の決算はね、先程からずっと論議されてきたようにこのクリーンセンターが稼動して2年5ヶ月しか経っていないのに、本格的な改修をしなければならない。そういう事態の中で論議してるのが、この18年度の決算なんです。これまでこの施設が出来てから、天然ガスも予定より20倍を越すような量を使いよる、液体酸素も本来、外部から搬入するような計画になってなかったのに外部から搬入する。本格稼動が始まってから僅か4ヶ月しか経たないのに長崎市へ委託をしなければならない。そういう今回これまで諸々の問題が出てきた中で多くの人達からね、この施設には何か問題があるんじゃないか、欠陥施設ではないのかという指摘がね、たくさんこれまで出されてきたんです。そうした中で今回の本格的な改修でしょ。多くの住民の人達はね、やはりこの施設には問題があったと、そういうことじゃないのかというふうな目で今見てるんです。そういう状況の中で、私はね、この組合議会に対して、そうした管理者のこれまでの対応の仕方について、き

ちんとしたチェック機能を発揮してくれと、そういう大きな期待が私は込められてこの議会の審議を見守ってると思うんです。そうした中での18年度の決算だということで我々は論議をせにゃいかんと思うんです。そうしますとね、この18年度の決算の内容、先程色々私も意見、質疑しましたようにね、燃料費、天然ガスにしても当初の予想の21倍を超える額になつとる。そして、追加施設にしても本来、契約書で受注者が全部建設をし、負担をしなければならぬと明記されてるのも関わらず、2億円近くのお金を組合が出す。こうした諸々の内容を無いよとするこの決算をね、組合のこの議会が認めるという事になると私は住民に或いは我々を出してくれてる議会に対してね、本当説明のしようが無いと思うんです。管理者がきちんとした対応でしいきれないならば、せめてこの議会がこういった決算は認められないというようなきちんとした対応を示すことこそ最小限の私は議会の責務だというふうに思います。是非、議員の皆さんのご賛同をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（中村敏治君）

他にありませんか。

○4番（野副秀幸君）

議長。

○議長（中村敏治君）

野副議員。

○4番（野副秀幸君）

議案第12号に賛成の立場で答弁いたします。平成17年4月の正式稼働から3年目に入っておりますが、種々の不具合や点検整備関係もあり、管理者、副管理者はじめ組合事務局の皆さんのご苦勞も大変だと察します。私はごみ処理施設の良し悪しの判断の一つとして、一般質問の答弁にもありましたように、1トン当りの処理費用で比較、評価して良いのではないかと思います。市民の税金による各市からの分担金も施設運営の一翼を担っていることを考えますとこれまで以上に経済的かつ効率的な運転に努められますよう要望して賛成の討論といたします。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○6番（牟田央君）

はい、議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

私は、これね反対の討論をします。今、色々ね一般質問とか質疑をしました

が、非常に市民に対して説明がね、おろそかですよ。私はこの県央県南環境組合の出来る平成17年の3月に一番最初この計画が出てきた時から300トンはおかしい。ダイオキシン対策もおかしいんじゃないかという具合に言ってきました。このごみ処理計画だって221トンというのは平均値ですよ。平均をその焼却炉の数値として当てはめて、それで超えたらいけませんと言う様な、いけませんじゃない、増えたら負担が大きくなりますよという、こういうことで17年、18年、特に18年のこの今まで論議されとるように一旦は組合が負担する。それならしょうがないと、しかし、それもすべて221トンをオーバーした、オーバーしたから組合が負担しなければならないという今度の決算は、で平均って何なのと。250もあれば、またその低い数字もあれば何年間かの5年間の平均値が221トンであって、最大マックス221トンと言う説明はいっぺんも聞いたことが無い。何回も何回も300トン、300トン、効率的なもの、税金も少なくて済むという説明を受けてきたのに実際はお金のかかる一方の施設であると。また、18年もお金を一杯使って住民負担が大きくなるばかりのこの決算を認定する訳にはいかないということで反対をいたします。以上です。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

今、反対討論がございましたし、やはりあの何と言いますかね。組合の方の理事者の方々もやっぱり色々な疑問については、しっかりとお答えいただくようなそういう体制を今後はつくって頂きたいと思っておりますし、やはり非常に市民の負担が大きくなるという事は誰しもが感じることでありますから、これをです、今後は、私どももそうでございますけれども、ごみの減量等もしっかりみんなやっていこうというそういうこと含めてですね、私もこれ金額がすごく大きいとは思いますが、やはり一生懸命されてるという事もよく分かりますので、この18年度につきましては、認定に賛成をいたします。で、19年度においてはですね、色々な疑問に対しては素早く答えられるように、そうしてやっぱり市民の税の負担が無いように努力をして頂くということをお願いしましてですね、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（中村敏治君）

他にありませんか、他に。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

本決算の認定に賛成の立場で討論させて頂きたいと思います。施設の稼働から2年5ヶ月が過ぎようとしていますが、稼働直後の長崎市への処理委託や今回の改善改良工事の実施等、様々なトラブルが続いている様であります。ごみ処理に関していえば、構成市26万人のごみ処理を一日も停滞させる事も無く、処理してきたのも事実であります。もう出来上がっている施設ですので、今後どうすれば安定的なごみ処理が出来ていくのか。ごみの減量化など含めて組合議会議員も一緒になって考えていくべきだと思っております。今回実施される改善改良工事が無事に終了して、安定的な施設の稼働が図られますことを期待して賛成の討論といたします。以上。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。他になければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

○議長（中村敏治君）

起立多数であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

次に、議案第13号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第13号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

本補正予算は、平成19年度歳入歳出予算にそれぞれ793万4,000円を追加し、総額で31億6,653万7,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書により説明いたしたいと思えます。

3ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。

5款繰入金で793万4,000円増額し、5,793万4,000円とするものでございます。

次に、4ページをご覧ください。歳出ですが、3款衛生費で793万4,000円増額し、20億6,803万3,000円とするものでございます。

歳出の内容は8ページをご覧ください。3款衛生費1項清掃費1目クリーンセンター費で793万4,000円増額するものです。今回1,170㎡の未買収用地2筆を購入できる見込みとなりましたので、用地購入費として737万1,000円と、土地取得代理業務手数料として56万3,000円の併せて793万4,000円を増額するものでございます。

場所になりますが、議案第13号資料の地図、最後のページになりますが、この図をご覧くださいと思います。管理棟の南側・青色でお示ししている所でございます。

買収につきましては、代理人の交渉により、購入の条件が整ったことによるものでございます。

なお、これに充てる財源に関しましては、7ページの備考欄に記載しておりますとお用地取得基金を793万4,000円取り崩して充当することといたしております。

以上で、議案第13号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第2号)」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(中村敏治君)

これより議案第13号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

○7番(木村和俊君)

はい、議長。

○議長(中村敏治君)

木村議員。

○7番(木村和俊君)

今の説明の中でね、代理人を通じて地主と条件が整ったと言う説明でございました。どういう条件なのか説明をして下さい。

○事務局長(金原憲昭君)

事務局長。

○議長(中村敏治君)

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

代理人の方から前の所有者が相続により、息子さんが相続を受けられて、その方が売ってもいいというようなことを申されたということで、条件が整ったというふうに考えております。

○議長（中村敏治君）

他に。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

そうしますとね、今回買収するに当って地主から何か条件を付けられてその条件が組合側と折り合いがついたという意味では無いんですね。その辺、もう少し正確に。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

そのような条件と申しますか、が示されたら条件が付いたというお話は聞いておりません。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

まずね、3ページの歳入なんですがね、基金繰入金というのが歳入にありますね、793万4,000円。で合計が5,793万4,000円になつとる訳ですが、この基金というのは、一体幾らあるのかということですよね。で、この基金は土地だけを買う基金だろうと思うんですが、予定は10ヘクタールだったという具合に最初、私記憶しておるんですが、最初10ヘクタールの基金を積み立てとるのかどうか、それよく分かりませんよ。基金の残高と基金は一体何の為に基金としとるのかというのがまず第一点ですね。次に1,17

0平米ある訳ですが、これは平米当り6,300円なりますね。で、なんで平米当り、6,300円であるかという説明を求めたいんです。3番目は土地取得代理業務手数料というのがあるんですが、代理業務の手数料、これ役務費ですね、まあ56万3,000円の中身の説明ですね、これまずやって下さい。そして、先程から言ってますように代理業務するということは、媒介手数料の倍払わんばいかん訳ですよ。今、事務局には事務局長を退職された参加がいる訳でしょ。その方は一体何をやってるのと。経費の節減を掲げながら参加を雇ってる訳ですから、何の為、参加を、代理業務にさせるのかということですよ。その説明をまず第一点にして下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、用地取得金でございますけども、平成16年に設置をいたしております。その目的でございます。ごみ処理施設の取得に要する必要な財源を確保する為、県央県南広域環境組合用地取得基金を設置するという事で目的が設定されております。あと、6,300円という事でございますけども、
(発言する者あり)

○事務局長（金原憲昭君）

本年3月31日現在の額でございますけども、8,639万4,000円でございます。間違えました。それに18年度の増減が利子がございますして、8,647万2,000円の現在高になっております。それと6,300円でございますけども、これはこれまで土地取得を進めてきた当時の単価、平米、平方メートル当りの単価でございますして、それを採用させて頂いております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

これまで取得した単価というのは、示されないとあなたの言葉だけではどうにも説明にならないんですよ。どこが、いつ、平米当り6,300円なのか。今までどおりの値段ですからと、そんなあんた説明になつたらんですたい。それともう一つはその54万、なんで代理業務なのかという答弁も洩れとるでしょ。そいと基金が元々、私さっき言ったように10ヘクタールの用地を取得するという最初の構想があった時に一体、最初の基金は幾らなのかというところ

を今聞いたんです。ね、議長、聞いたんですよ。

○議長（中村敏治君）

そうです。

○6番（牟田央君）

答弁半分しかきてないんですよ。

○総務課長（今里良二君）

総務議長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

時間を頂きたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

しばらく休憩します。

（午後18時16分休憩）

（午後18時28分再開）

○議長（中村敏治君）

これより質疑を再開いたします。答弁を求めます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

すいません。基金でございます。こちらの土地取得基金につきましては、平成16年度の、平成16年2月ですね、に設置をしております。それまでは通常の予算に計上して購入をしておったところでございます。で、当初の設立時につきましては、9,500万の積み立てをしておるところでございます。それから、手数料の内訳でございますけれども、こちらにつきましては、200万以下については10パーセント、200万超え400万以下は8パーセント、そして400万越えて6パーセントということで計算いたします。そうしますと200万掛け10パーセントで20万、200万掛け8パーセントで16万、後残る額337万1,000円に6パーセント掛けまして20万2,260円、合計いたしまして56万2,260円となります。それから参与の業務でございますけれども、17年までの参与の業務としては、おっしゃるように土地取得等に関わっておりました。でその後、建設が出来おります。そういう中で今回、参与ということで配置をしておりますのは、JFEとの交渉等も含めてで

すね、業務全般にクリーンセンターの施設の運転を含め業務としてサポートして頂いているところでございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

この6, 300万の、違う平米当り6, 300円のね、答弁は抜けてるでしょ。だからまだ発言してるから。黙っとれば、あなた達は黙って良かったたいとそれ駄目ですよ。この手数料ですな。確かにね、県央県南クリーンセンターが開業まではね、それは代理業務とかゆうて地元の対策もあるからそれは頼まんじゃないかんやったのかもしれん。ところがもう開業しとる訳ですたい。だから、お金を貰う人は黙っとってもお金が入ってくる、倍、ところが、午前中の一般質問でもしましたように5. 25とかね、平成16年からね、変わってるんです。だからこれを機会に200万円から以下は幾ら、新しい報酬体系で媒介契約にね、変えなきゃいけない。そうせんとね、いつもいうようにある人から組合が利用されてはいけません。これをもう即、今回まではしょうがないと私言います。しかし、今後変えるという意志があるかどうか。それについて答えて下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ただ今のご質問ですけど用地取得に係ります契約の方法です、今おっしゃるように媒介と代理という方法があるということで、媒介の方が手数料につきましては、およそ半分、5%程度となっております、今後その方法でもって十分検討させて頂きたいというふうに思います。それと単価でございますけども、今回購入する予定の単価、1平米当り6, 300円というふうに申しております。でこの取り引き例というのが、平成17年度、2年前に実際あっておりました、その際、この地域の単価設定しておりました、その基準の中の今回は畑で広い道に接している、ちょうど市道の方に接しておりますので、6, 300円というふうにしてはいるんですけども、前回、17年度につきましては、まあ狭い道の接しているという基準の採択がなされて単価については6, 200円。ですから17年度も今回も同じ表に基づいた単価設定をしてるというものでございます。以上です。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

他になければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第12号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論に入ります。討論の方どうぞ。

○7番（木村和俊君）

この土地はご存知の方はご存知だと思うんですけど、このクリーンセンターの建設にあたってね、賛成できないということで長年、管理をされてきた土地です。で、それがどういういきさつで今回買収になったのかということで、ちょっとお尋ねしたんですけど、なんかその代理人を通じて条件が整ったという状況の説明でどういう内容の条件なのか、その辺の中身についてはね、説明がされてないんです。で、そういったいきさつの土地ですから、やはり私はそういったどういった話がされ、どういう条件で整ったのか、そういったのが明らかにされないままね、これに賛成するという訳にはいきませんので、私は反対いたします。以上です。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

他にありませんので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」は原案どおり可決することに異議がございますので、起立をもってお願いいたします。賛成の方の起立を求めます。

○議長（中村敏治君）

起立多数であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

○議長（中村敏治君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。

これをもって、平成19年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。議員の皆さん、大変長い間、慎重審議、ご検討頂き有り難うございました。そして管理者の皆様方も大変ありがとうございました。

(午後18時38分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 中村 敏治

署名議員 柴田 安宣

署名議員 木村 和俊